

別冊 1

特定小売供給約款変更認可申請補正書

北海道電力株式会社

別 紙

特定小売供給約款

2023年6月1日実施

北海道電力株式会社

特定小売供給約款

目 次

I 総 則	
1 適 用	1
2 供給約款の認可および変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	2
5 実 施 細 目	3
II 契約の申込み	
6 需給契約の申込み	4
7 需給契約の成立および契約期間	4
8 需 要 場 所	5
9 需給契約の単位	5
10 供 給 の 開 始	5
11 供 給 の 単 位	6
12 承 諾 の 限 界	6
13 需給契約書の作成	6
III 契約種別および料金	
14 契 約 種 別	7
15 定 額 電 灯	7
16 従 量 電 灯	9
17 臨 時 電 灯	14
18 公 衆 街 路 灯	18
19 低 圧 電 力	22
20 臨 時 電 力	24
21 農 事 用 電 力	26
IV 料金の算定および支払い	
22 料金の適用開始の時期	28

23	検 針 日	28
24	料金の算定期間	28
25	使用電力量の算定	29
26	料 金 の 算 定	29
27	日 割 計 算	30
28	料金の支払義務および支払期日	30
29	料金等のお知らせおよび請求	31
30	料金その他の支払方法	31
31	延 滞 利 息	32
32	保 証 金	33

V 使用および供給

33	適正契約の保持	35
34	力 率 の 保 持	35
35	需要場所への立入りによる業務の実施	35
36	供 給 の 停 止	35
37	供給停止の解除	36
38	供給停止期間中の料金	36
39	違 約 金	37
40	使用の制限または中止	37
41	損害賠償の免責	37
42	設 備 の 賠 償	37

VI 契約の変更および終了

43	需給契約の変更	39
44	名 義 の 変 更	39
45	需給契約の廃止	39
46	需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および 工事費負担金等相当額の精算	39
47	解 約 等	41
48	需給契約消滅後の債権債務関係	41

Ⅶ 供給方法, 工事および工事費の負担	
49 供給方法および工事	42
50 工事費負担金等相当額の申受け等	42
附 則	43
別 表	55

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
- (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
北 海 道

2 供給約款の認可および変更

- (1) この供給約款は、電気事業法附則第 18 条第 1 項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小 型 機 器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 動 力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (6) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(8) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(9) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(11) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）

(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。

(4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。

(5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度(4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。)の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定

めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

ニ お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8 需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

- (1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合
- (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。

10 供 給 の 開 始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	A
		B
		C
	臨 時 電 灯	A
		B
		C
	公 衆 街 路 灯	A
B		
電 力 需 要	低 圧 電 力	
	臨 時 電 力	
	農 事 用 電 力	

15 定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情があると当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

イ 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	93 円 50 銭
---------	-----------

ロ 電 灯 料 金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10 ワットまでの 1 灯につき	128 円 61 銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	239 円 65 銭
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	461 円 68 銭
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	683 円 74 銭
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	1,127 円 83 銭
100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	563 円 92 銭

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で

表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50 ボルトアンペアまでの1機器につき	416 円 96 銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの1機器につき	761 円 32 銭
100 ボルトアンペアをこえる1機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	380 円 66 銭

(5) その他

当該一般送配電事業者等は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。

16 従量電灯

(1) 従量電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下であること。

(ロ) 定額電灯を適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、5アンペアといたします。

(ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。

ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられてい

る場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の9キロワット時まで	403円70銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	35円44銭

(2) 従量電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット

以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用

しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	374 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	561 円 00 銭
契約電流 20 アンペア	748 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	1,122 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,496 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,870 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,244 円 00 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	35 円 44 銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	41 円 73 銭
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	45 円 45 銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	403 円 70 銭
---------	------------

(3) 従量電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望

され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。た

だし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	374円00銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	35円44銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	41円73銭
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	45円45銭

17 臨時電灯

(1) 臨時電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式, 供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は, 交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし, 周波数は, 標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし, 供給電気方式および供給電圧については, 技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には, 交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は, 契約負荷設備の総容量 (入力といたします。なお, 出力で表示されている場合等は, 各契約負荷設備ごとに別表 5 [負荷設備の入力換算容量] によって換算するものといたします。) によって 1 日につき次によって算定された金額および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし, 別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は, 別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし, 別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は, 別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし, 別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は, 別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし, 別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は, 別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	13 円 13 銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	26 円 28 銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	26 円 28 銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	262 円 83 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	262 円 83 銭

ニ その他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契約電流

- (イ) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合

は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペアにつき	411 円 40 銭
-----------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	50 円 00 銭
-------------	-----------

ニ その他

(イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 B を適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 B に準ずるものといたします。

(3) 臨時電灯 C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定め

る離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	411円40銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	50円00銭
------------	--------

ハ その他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものいたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがありま

す。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	82 円 50 銭
---------	-----------

(ロ) 電灯料金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

10 ワットまでの 1 灯につき	123 円 11 銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	228 円 65 銭
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	439 円 68 銭
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	650 円 74 銭
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	1,072 円 83 銭
100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	536 円 42 銭

b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。

50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	393 円 86 銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	721 円 72 銭
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	360 円 86 銭

ハ その他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 A を適用することがあります。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯 B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 1 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 公衆街路灯 A を適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が 1 キロボルトアンペア未満の場合は、1 キロボルトアンペアといたします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	349 円 80 銭
---------------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	34 円 07 銭
-------------	-----------

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と

いたします。

1 契約につき	363 円 33 銭
---------	------------

ホ その他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

19 低 圧 電 力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）についてそれぞれ次の（イ）の係数を乗じてえた値の合計に（ロ）の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、（ロ）の係数を乗じないものいたします。

（イ） 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のもの入力につき	90 パーセント

（ロ） （イ）によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800

円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,343 円 10 銭
-----------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	28 円 93 銭
-------------	-----------

ハ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

(6) その他

変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

20 臨時電力

(1) 適用範囲

動力を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットを超える場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	316 円 04 銭
---------------------	------------

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3

(離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき 19 (低圧電力) (5)イの該当料金の 20 パーセントを割増したものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19 (低圧電力) (5)イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増したものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	34 円 72 銭
-------------	-----------

(4) そ の 他

イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものいたします。

21 農 事 用 電 力

(1) 適 用 範 囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800

円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	782 円 10 銭
-----------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	26 円 28 銭
-------------	-----------

(4) その他

イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものとしたします。

IV 料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23 検 針 日

検針日は、次により、当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当該一般送配電事業者等は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (5) (3)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期

間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

- (2) 定額制供給の場合または 25 (使用電力量の算定) (4) の場合の料金の算定期間は、(1) に準ずるものといたします。この場合、(1) にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

25 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。

また、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合および(3)の場合を除き、30 分ごとの使用電力量を料金の算定期間 (ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む検針期間の始期から消滅日までの期間といたします。) において合計した値といたします。

イ 23 (検針日) (2) の場合の料金の算定期間における使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ 23 (検針日) (5) の場合の料金の算定期間における使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

- (2) 当社は、使用電力量等を 29 (料金等のお知らせおよび請求) に定める方法により、お客さまにお知らせいたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (4) 従量制供給のお客さまについて、当該一般送配電事業者等が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

26 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、

料金に変更があった場合

ハ 24 (料金の算定期間) (1) の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する託送約款等に定める検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。

(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日 割 計 算

(1) 当社は、26 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表 7 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金 (最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表 7 (日割計算の基本算式) (1)ロにより日割計算をいたします。

ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 26 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、26 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

28 料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は、当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果等にもとづき、当社にて料金の請求が可能となった日に発生いたします。ただし、30 (料金その他の支払方法) (6) の場合は、当該支払期に属する最終月の支払義務が発生した日といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日 (以下「休日」といいます。) に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との

協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

29 料金等のお知らせおよび請求

- (1) 当社は、原則として、料金等のお知らせおよび請求を電磁的方法（インターネットを利用する方法をいいます。）により行ないます。
- (2) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、料金等のお知らせおよび請求を書面により行ないます。

イ お客さまが希望される場合で当社が認めたとき。

ロ 料金を 30（料金その他の支払方法）(1)ハにより支払われる場合

- (3) 料金等のお知らせおよび請求を(2)により行なう場合は、当社は、原則として、(4)に定める発行手数料を申し受けます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、発行手数料を申し受けません。

イ 28（料金の支払義務および支払期日）(4)により一括して料金を支払われる場合

ロ 当社の都合により 30（料金その他の支払方法）(1)ハに該当し、かつ、電気の供給を開始した日の属する月およびその翌月の料金の算定期間の料金を 30（料金その他の支払方法）(1)ハにより支払われる場合

ハ その他特別の事情がある場合

なお、発行手数料は、料金とあわせて支払っていただきます。

- (4) 発行手数料は、次のとおりといたします。

イ (2)イの場合

1 料金の算定期間および 1 契約につき	110 円 00 銭
----------------------	------------

ロ (2)ロの場合

1 料金の算定期間および 1 契約につき	220 円 00 銭
----------------------	------------

30 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、原則として当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ハ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

31 延滞利息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料

金を 30（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は、この限りではありません。

- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

32 保 証 金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を 2 年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて 2 年以内の預かり期間を設定いたします。

- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

- (5) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。

V 使用および供給

33 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

34 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。

35 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (2) その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務

36 供給の停止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

- イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。
 - ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
 - ホ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。
 - ヘ 35（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ト お客さまがその他この供給約款に反した場合

37 供給停止の解除

36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

38 供給停止期間中の料金

36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

39 違 約 金

- (1) お客さまが 36 (供給の停止) (3)イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

40 使用の制限または中止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、お客さまに電気の使用を制限し、または中止していただくことがあります。
- (2) 当社は、(1)にともなう料金の減額は行ないません。

41 損害賠償の免責

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 36 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または 47 (解約等) によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

42 設 備 の 賠 償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ 修理可能の場合

修理費

ロ 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

43 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

44 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

45 需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行いません。

- (2) 需給契約は、47（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社および当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

46 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費負担金等相当額の精算

- (1) お客さま（定額電灯、従量電灯A、従量電灯B、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、

次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ハ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ニ 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容

量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。)につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比である分してえたものといたします。

- (2) (1)の場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

47 解 約 等

- (1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) お客さまが、45（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

48 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担

49 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

50 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金等相当額契約書を作成いたします。
- (3) 当社が当該一般送配電事業者等から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (4) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取り消し、または変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額をお客さまから申し受けます。

附 則

附 則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、2023年6月1日から実施いたします。

2 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

- (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となれないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

- (2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯Aの場合は適用いたしません。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Aの場合は料金といたします。）は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

3 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款附則4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料 金

料金は、1年（毎年4月1日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワット を増すごとに
最 初 の 30日まで	4,095円41銭	7,027円02銭	13,328円37銭	19,629円39銭	4,292円42銭
30日をこえる 1日につき	64円21銭	128円41銭	256円84銭	385円25銭	128円41銭

ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価および離島基準単価は、次のとおりといたします。

イ 基準単価

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワット を増すごとに
1日につき	28銭4厘	56銭8厘	1円13銭6厘	1円70銭4厘	56銭8厘

ロ 離島基準単価

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワット を増すごとに
1日につき	2厘	3厘	8厘	1銭1厘	3厘

(3) 支払義務発生日

そのお客さまの属する検針区域の 2024 年 1 月の検針日の前日までに使用される電気に係る料金に限り、料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の 30 日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日がそのお客さまの属する検針区域の 2024 年 1 月の検針日の前日までの日である場合に限る、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。

4 料金の算定期間についての特別措置

2024 年 1 月の検針日（定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。）の前日までに使用される電気に係る料金に限り、24（料金の算定期間）(2) を、次のとおり読み替えて適用いたします。

(2) 定額制供給の場合または附則 6（使用電力量の計量にかかわる取扱い）(7) の場合の料金の算定期間は、(1) に準ずるものといたします。この場合、(1) にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

5 使用電力量の算定の適用開始

25（使用電力量の算定）は、2024 年 1 月の検針日以降に使用される電気に適用するものとし、2024 年 1 月の検針日の前日までに使用される電気には、附則 6（使用電力量の計量にかかわる取扱い）を適用いたします。

6 使用電力量の計量にかかわる取扱い

(1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

イ 23（検針日）(2) の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、今回の検針の結果の 1 月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イもしくはハまたは附則 14（料金の算定についての特別措置）により読み替えて適用される 26（料金の算定）(1)ロに該当する場合は、今回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または

契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 23 (検針日) (4) の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26 (料金の算定) (1) イもしくはハまたは附則 14 (料金の算定についての特別措置) により読み替えて適用される 26 (料金の算定) (1) ロに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ 23 (検針日) (5) の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の 1 月平均値によるものとし、次回の検針の結果の 1 月平均値によって精算いたします。ただし、26 (料金の算定) (1) イもしくはハまたは附則 14 (料金の算定についての特別措置) により読み替えて適用される 26 (料金の算定) (1) ロに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(2) 計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。

(3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6) の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

(6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

(7) 従量制供給のお客さまについて、当該一般送配電事業者等が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

- (8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

7 日割計算についての特別措置

2024年1月の検針日（定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。）の前日までに使用される電気に係る料金に限り、27（日割計算）を、次のとおり読み替えて適用いたします。

また、2024年1月の検針日から2025年3月31日までの期間に使用される電気に係る料金に限り、27（日割計算）にかかわらず、27（日割計算）にあわせて次の(3)を適用いたします。

- (1) 当社は、26（料金の算定）(1)イもしくはハまたは附則14（料金の算定についての特別措置）により読み替えて適用される26（料金の算定）(1)ロの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて次により算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表7（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

- (イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

- (ロ) 附則14（料金の算定についての特別措置）により読み替えて適用される26（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、附則14（料金の算定についての特別措置）により読み替えて適用される26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

- (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後

の力率にもとづいて、別表7(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。

(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

8 支払義務および支払期日についての特別措置

2024年1月の検針日(定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。)の前日までに使用される電気に係る料金に限り、28(料金の支払義務および支払期日)(1)および(3)を、次のとおり読み替えて適用いたします。

(1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23(検針日)(4)の場合の料金または附則6(使用電力量の計量にかかわる取扱い)(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、附則6(使用電力量の計量にかかわる取扱い)(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、附則6(使用電力量の計量にかかわる取扱い)(7)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ハ 30(料金その他の支払方法)(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に当該一般送配電事業者等から検針の結果を確認した場合は、その日といたします。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

9 料金等のお知らせおよび請求の適用開始

29(料金等のお知らせおよび請求)は、2024年1月の検針日(定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。)以降に使用される電気に係る料金に適用するものとし、2024年1月の検針日の前日までに使用される電気に係る料金には、

適用いたしません。

10 日割計算の基本算式についての特別措置

2024年1月の検針日（定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。）の前日までの電気の使用に係る料金に限り、別表7（日割計算の基本算式）(3)を、次のとおり読み替えて適用いたします。

- (3) 定額制供給の場合または附則6（使用電力量の計量にかかわる取扱い）(7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

11 低圧電力のお客さまについての特別措置

2025年3月31日までに使用される電気に係る料金に限り、19（低圧電力）(5)を、次のとおり読み替えて適用いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワ

ットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,343円10銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	28円93銭
------------	--------

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によってニにより加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ニ 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率 (パーセント)} = \frac{100 \text{ パーセント} \times \left(\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right) + 90 \text{ パーセント} \times \left(\frac{\text{力率90パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right) + 80 \text{ パーセント} \times \left(\frac{\text{力率80パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right)}{\text{機器総容量}}$$

ホ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

12 臨時電力のお客さまについての特別措置

2025年3月31日までに使用される電気に係る料金に限り、20（臨時電力）(3)ロを、次のとおり読み替えて適用いたします。

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、附則11（低圧電力のお客さまについての特別措置）により読み替えて

適用される 19（低圧電力）(5)ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき附則 11（低圧電力のお客さまについての特別措置）により読み替えて適用される 19（低圧電力）(5)イの該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、附則 11（低圧電力のお客さまについての特別措置）により読み替えて適用される 19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	34 円 72 銭
-------------	-----------

13 農事用電力のお客さまについての特別措置

2025 年 3 月 31 日までに使用される電気に係る料金に限り、21（農事用電力）(3)を、次のとおり読み替えて適用いたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、附則 11（低圧電力のお客さまについての特別措置）により読み替えて適用される 19（低圧電力）(5)ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）

(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1 回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	782 円 10 銭
-----------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	26 円 28 銭
-------------	-----------

14 料金の算定についての特別措置

2025 年 3 月 31 日までの電気の使用に係る料金に限り、26 (料金の算定) (1)ロを、次のとおり読み替えて適用いたします。

ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

15 使用の制限または中止の適用開始

40 (使用の制限または中止) は、2025 年 4 月 1 日以降に使用される電気に適用するもの

とし、2025年3月31日までに使用される電気には、附則16（制限または中止の料金割引にかかわる取扱い）を適用いたします。

16 制限または中止の料金割引にかかわる取扱い

- (1) 当社は、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等がお客さま（定額電灯、従量電灯および低圧電力のお客さまに限ります。）の電気の使用を制限し、または中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イもしくはハまたは附則14（料金の算定についての特別措置）により読み替えて適用される26（料金の算定）(1)ロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

- (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者等がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

17 この供給約款の実施にともなう切替措置

- (1) この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および附則7（日割計算についての特別措置）により読み替えて適用される27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

- (2) この供給約款実施の際現に旧供給約款の適用を受けている場合、契約期間の終期は、臨時電灯および臨時電力またはお客さまの需要場所が電気事業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合を除き、この供給約款の実施期日が属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいいます。）の末日といたします。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を電磁的方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A および臨時電力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.1874$

$\beta = 0.0899$

$\gamma = 1.0036$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (80,800 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回り、かつ、121,200 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 121,200 円を上回る場合

平均燃料価格は、121,200 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (121,200 \text{ 円} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものいたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ニ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	67銭1厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円34銭2厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円68銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円02銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円70銭8厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3円35銭4厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円00銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円00銭7厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2円00銭3厘

(ロ) 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 4 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	10 銭 8 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 銭 8 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 08 銭 1 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 08 銭 1 厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 13 銭 6 厘
---------------------	--------------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	17 銭 3 厘
-------------	----------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を電磁的方法等によりお知らせいたします。

3 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油

価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、79,300円といたします。

ハ 離島調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、119,000円といたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

$$\begin{aligned} & \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} \\ & = (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000} \end{aligned}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ、離島調整上限燃料価格以下の場合

$$\begin{aligned} & \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} \\ & = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000} \end{aligned}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合
離島平均燃料価格は、離島調整上限燃料価格といたします。

$$\begin{aligned} & \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} \\ & = (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000} \end{aligned}$$

ホ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用

期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

へ 離島ユニバーサルサービス調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

離島ユニバーサルサービス調整額は、ニによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A および臨時電力

離島ユニバーサルサービス調整額は、ニによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、最低料金適用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	4 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	9 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	1 銭 8 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	2 銭 5 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	4 銭 3 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	2 銭 1 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 銭 3 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 銭 5 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	1 銭 3 厘

(ロ) 臨時電灯 A

離島基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	7 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	7 厘

(ハ) 臨時電力

離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	8 厘
---------------------	-----

ロ 従量制供給の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を電磁的方法等によりお知らせいたします。

4 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅，アパート，寮，病院，学校，寺院およびこれに準ずるもの。

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

5 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) ×125 パーセント
低 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×200 パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次 電 圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 "	60	60
1,556 "	70	70
1,759 "	80	80
2,368 "	100	100

ニ 水 銀 灯

出 力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
40 以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1,200	735
1,000 "	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
35 以下	—	160	出力 (ワット) × 133.0 パーセント
45 "	—	180	
65 "	—	230	
100 "	250	350	
200 "	400	550	
400 "	600	850	
550 "	900	1,200	
750 "	1,000	1,400	

ロ 3 相誘導電動機

換算容量 (入力 [キロワット])
出力 (馬 力) × 93.3 パーセント
出力 (キロワット) × 125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格 管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30 " 50 "	2
		50 " 100 "	3
		100 " 200 "	4
		200 " 300 "	5
		300 " 500 "	7.5
		500 " 1,000 "	10
	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300 " 500 "	8
		500 " 1,000 "	13.5
	100キロボルトピーク超過 125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
125キロボルトピーク超過 150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11	
	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5	
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド "		2
	1.5マイクロファラッド " 3マイクロファラッド "		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器 (コンデンサ内蔵型を除きます。) の場合

入力 (キロワット) = 最大定格1次入力 (キロボルトアンペア) × 70パーセント

ロ イ以外の場合

入力 (キロワット) = 実測した1次入力 (キロボルトアンペア) × 70パーセント

(5) その他

- イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は, 実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし, 特別の事情がある場合は, 定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。
- ロ 動力と一体をなし, かつ, 動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は, 動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。
- ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については, 契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

6 契約容量および契約電力の算定方法

16 (従量電灯) (3)ニ(ロ)または 19 (低圧電力) (4)ロの場合の契約容量または契約電力は, 次により算定いたします。ただし, 契約電力を算定する場合は, 力率(100パーセントといたします。)を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお, 交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は, 200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

7 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は, 次のとおりといたします。

イ 基本料金, 最低料金, 最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし, 26 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は,

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

- (イ) 従量電灯A

$$\text{最低料金適用電力量} = 9 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯Bおよび従量電灯C

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 160 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ニ) 26 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 定額制供給の場合または25(使用電力量の算定)(4)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数

は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う
経過措置に関する省令第21条第2項の規定に基づく添付書類

- 1 特定小売供給約款の変更の内容および新旧対比表
- 2 みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則様式第1から第8までにより作成した書類

(様式第1)	第1表	営業費総括表
	第3表	事業報酬総括表
	第4表	控除収益総括表
(様式第2)	第1表	営業費明細表
	第2表	事業報酬明細表
	第4表	事業報酬明細表
	第5表	控除収益明細表
(様式第3)		部門整理表
(様式第4)		販売費整理表
(様式第5)		送配電非関連費明細表
(様式第6)		送配電非関連需要明細表
(様式第7)		送配電非関連費及び送配電関連費等計算表
(様式第8)	第1表	特定需要原価等と料金収入の比較表

1 特定小売供給約款の変更の内容
および新旧対比表

特定小売供給約款の変更の内容

特定小売供給約款の変更につきましては、以下の見直しを行ないました。

- ・ 契約期間を年度単位（4月1日～翌年3月31日）へ統一
- ・ 農事用電力における最低保証料金の取扱いの廃止
- ・ 当社事業所窓口における電気料金等の収納業務の廃止
- ・ 弁護士法人を通じた電気料金の支払いの規定を追加
- ・ 前受金，予納金および前払金の規定を廃止
- ・ 保証金預かり時の利息付与の廃止
- ・ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および燃料費調整単価のお知らせ方法の変更
- ・ 一般送配電事業者等がお客さま不在等のため検針できなかった場合および特別の事情により各月ごとにあらかじめお知らせした日に検針を行わなかった場合の使用電力量の取扱いの見直し
- ・ 電気料金の支払義務発生日の見直し
- ・ 使用電力量の算定方法の変更（30分毎の使用電力量の合計値へ変更）
- ・ 検針の結果のお知らせを，電気料金ご請求時に，原則，電磁的方法（インターネットを利用する方法）によるお知らせへ変更
- ・ 請求書の書面発行を希望される場合または振込票にて電気料金をお支払いいただく場合に発行手数料を申し受ける（有料化）規定の追加
- ・ 力率割引および割増しの廃止
- ・ 制限または中止の料金割引の廃止
- ・ 法令変更の反映，その他の今日の見直し

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (<u>令和2年10月1日実施</u>)	特定小売供給約款 (<u>2023年6月1日実施</u>)
<p data-bbox="724 552 1294 625">特定小売供給約款</p> <p data-bbox="780 1266 1237 1312">令和2年10月1日実施</p> <p data-bbox="736 1549 1282 1612">北海道電力株式会社</p>	<p data-bbox="1703 552 2273 625">特定小売供給約款</p> <p data-bbox="1789 1266 2187 1312"><u>2023年6月1日</u>実施</p> <p data-bbox="1718 1549 2264 1612">北海道電力株式会社</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)		特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)	
特定小売供給約款		特定小売供給約款	
目 次		目 次	
I 総 則		I 総 則	
1 適 用	1	1 適 用	1
2 供給約款の届出および変更	1	2 供給約款の認可および変更	1
3 定 義	1	3 定 義	1
4 単位および端数処理	2	4 単位および端数処理	2
5 実 施 細 目	3	5 実 施 細 目	3
II 契約の申込み		II 契約の申込み	
6 需給契約の申込み	4	6 需給契約の申込み	4
7 需給契約の成立および契約期間	4	7 需給契約の成立および契約期間	4
8 需 要 場 所	5	8 需 要 場 所	5
9 需給契約の単位	5	9 需給契約の単位	5
10 供給の開始	5	10 供給の開始	5
11 供給の単位	5	11 供給の単位	<u>6</u>
12 承諾の限界	5	12 承諾の限界	<u>6</u>
13 需給契約書の作成	6	13 需給契約書の作成	6
III 契約種別および料金		III 契約種別および料金	
14 契 約 種 別	7	14 契 約 種 別	7
15 定 額 電 灯	7	15 定 額 電 灯	7
16 従 量 電 灯	9	16 従 量 電 灯	9
17 臨 時 電 灯	14	17 臨 時 電 灯	14
18 公衆街路灯	17	18 公衆街路灯	<u>18</u>
19 低 圧 電 力	20	19 低 圧 電 力	<u>22</u>
20 臨 時 電 力	23	20 臨 時 電 力	<u>24</u>
21 農 事 用 電 力	24	21 農 事 用 電 力	<u>26</u>
IV 料金の算定および支払い		IV 料金の算定および支払い	
22 料金の適用開始の時期	27	22 料金の適用開始の時期	<u>28</u>
23 検 針 日	27	23 検 針 日	<u>28</u>
24 料金の算定期間	27	24 料金の算定期間	<u>28</u>
25 使用電力量の計量	28	25 使用電力量の算定	<u>29</u>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)		特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)	
26	料金の算定	29	29
27	日割計算	29	<u>30</u>
28	料金の支払義務および支払期日	30	30
29	料金その他の支払方法	31	<u>29</u> 料金等のお知らせおよび請求 <u>31</u>
30	延滞利息	32	<u>30</u> 料金その他の支払方法 31
31	保証金	33	<u>31</u> 延滞利息 32
			<u>32</u> 保証金 33
V	使用および供給		V 使用および供給
32	適正契約の保持	35	<u>33</u> 適正契約の保持 35
33	力率の保持	35	<u>34</u> 力率の保持 35
34	需要場所への立入りによる業務の実施	35	<u>35</u> 需要場所への立入りによる業務の実施 35
35	供給の停止	35	<u>36</u> 供給の停止 35
36	供給停止の解除	36	<u>37</u> 供給停止の解除 36
37	供給停止期間中の料金	36	<u>38</u> 供給停止期間中の料金 36
38	違約金	37	<u>39</u> 違約金 37
39	制限または中止の料金割引	37	<u>40</u> 使用の制限または中止 37
40	損害賠償の免責	38	<u>41</u> 損害賠償の免責 <u>37</u>
41	設備の賠償	38	<u>42</u> 設備の賠償 <u>37</u>
VI	契約の変更および終了		VI 契約の変更および終了
42	需給契約の変更	39	<u>43</u> 需給契約の変更 39
43	名義の変更	39	<u>44</u> 名義の変更 39
44	需給契約の廃止	39	<u>45</u> 需給契約の廃止 39
45	需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および 工事費負担金等相当額の精算	39	<u>46</u> 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および 工事費負担金等相当額の精算 39
46	解約等	41	<u>47</u> 解約等 41
47	需給契約消滅後の債権債務関係	41	<u>48</u> 需給契約消滅後の債権債務関係 41
VII	供給方法、工事および工事費の負担		VII 供給方法、工事および工事費の負担
48	供給方法および工事	42	<u>49</u> 供給方法および工事 42
49	工事費負担金等相当額の申受け等	42	<u>50</u> 工事費負担金等相当額の申受け等 42
附	則	43	附 則 43
別	表	46	別 表 <u>55</u>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)
<p>I 総 則</p> <p>1 適 用</p> <p>(1) 当社が、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。</p> <p>(2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 北 海 道</p>	<p>I 総 則</p> <p>1 適 用</p> <p>(1) 当社が、一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。</p> <p>(2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 北 海 道</p>
<p>2 供給約款の届出および変更</p> <p>(1) この供給約款は、電気事業法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定にもとづき、経済産業大臣に届出したものです。</p> <p>(2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。</p>	<p>2 供給約款の認可および変更</p> <p>(1) この供給約款は、電気事業法附則第18条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣の<u>認可を受け</u>たものです。</p> <p>(2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。</p>
<p>3 定 義</p> <p>次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1) 低 圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。</p> <p>(2) 電 灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。</p> <p>(3) 小型機器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。</p> <p>(4) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。</p> <p>(5) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。</p> <p>(6) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路</p>	<p>3 定 義</p> <p>次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1) 低 圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。</p> <p>(2) 電 灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。</p> <p>(3) 小型機器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。</p> <p>(4) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。</p> <p>(5) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。</p> <p>(6) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

<p align="center">特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)</p>	<p align="center">特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)</p>
<p>をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。</p> <p>(7) 契約電流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。</p> <p>(8) 契約容量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。</p> <p>(9) 契約電力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。</p> <p>(10) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。</p> <p>(11) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p> <p>(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p>	<p>をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。</p> <p>(7) 契約電流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。</p> <p>(8) 契約容量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。</p> <p>(9) 契約電力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。</p> <p>(10) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。</p> <p>(11) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p> <p>(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p>
<p>4 単位および端数処理 この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(3) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。</p> <p>(4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位</p>	<p>4 単位および端数処理 この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(3) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。</p> <p>(4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)
<p>で四捨五入いたします。</p> <p>(5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>で四捨五入いたします。<u>ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。</u></p> <p>(5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p>5 実施細目</p> <p>この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。</p>	<p>5 実施細目</p> <p>この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。</p>
<p align="center">II 契約の申込み</p> <p>6 需給契約の申込み</p> <p>(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。</p> <p>契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法</p> <p>(2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。</p> <p>(3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。</p>	<p align="center">II 契約の申込み</p> <p>6 需給契約の申込み</p> <p>(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者<u>または配電事業者</u>（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。</p> <p>契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備<u>および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）</u>、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法</p> <p>(2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。</p> <p>(3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。</p>
<p>7 需給契約の成立および契約期間</p>	<p>7 需給契約の成立および契約期間</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

<p align="center">特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)</p>	<p align="center">特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)</p>
<p>(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p> <p>ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。</p>	<p>(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p> <p>ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。</p> <p><u>ニ お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。</u></p>
<p>8 需 要 場 所</p> <p>需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。</p>	<p>8 需 要 場 所</p> <p>需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。</p>
<p>9 需給契約の単位</p> <p>当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。</p> <p>(1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合</p> <p>臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力</p> <p>(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合</p>	<p>9 需給契約の単位</p> <p>当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。</p> <p>(1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合</p> <p>臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力</p> <p>(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合</p> <p><u>(3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用上の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。</u></p>
<p>10 供 給 の 開 始</p> <p>(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやか</p>	<p>10 供 給 の 開 始</p> <p>(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやか</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)																																
<p>に電気を供給いたします。</p> <p>(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。</p>	<p>に電気を供給いたします。</p> <p>(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。</p>																																
<p>11 供給の単位</p> <p>当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。</p>	<p>11 供給の単位</p> <p>当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。</p>																																
<p>12 承諾の限界</p> <p>当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。</p>	<p>12 承諾の限界</p> <p>当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。</p>																																
<p>13 需給契約書の作成</p> <p>特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。</p>	<p>13 需給契約書の作成</p> <p>特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。</p>																																
<p>Ⅲ 契約種別および料金</p>	<p>Ⅲ 契約種別および料金</p>																																
<p>14 契約種別</p> <p>契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">需要区分</th> <th align="center" colspan="2">契約種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電</td> <td align="center" colspan="2">定 額 電 灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">従 量 電 灯</td> <td align="center">A</td> </tr> <tr> <td align="center">B</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">灯</td> <td rowspan="2">臨 時 電 灯</td> <td align="center">C</td> </tr> <tr> <td align="center">A</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公 衆 街 路 灯</td> <td align="center">B</td> </tr> <tr> <td align="center">C</td> </tr> </tbody> </table>	需要区分	契約種別		電	定 額 電 灯		従 量 電 灯	A	B	灯	臨 時 電 灯	C	A	公 衆 街 路 灯	B	C	<p>14 契約種別</p> <p>契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">需要区分</th> <th align="center" colspan="2">契約種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電</td> <td align="center" colspan="2">定 額 電 灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">従 量 電 灯</td> <td align="center">A</td> </tr> <tr> <td align="center">B</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">灯</td> <td rowspan="2">臨 時 電 灯</td> <td align="center">C</td> </tr> <tr> <td align="center">A</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公 衆 街 路 灯</td> <td align="center">B</td> </tr> <tr> <td align="center">C</td> </tr> </tbody> </table>	需要区分	契約種別		電	定 額 電 灯		従 量 電 灯	A	B	灯	臨 時 電 灯	C	A	公 衆 街 路 灯	B	C
需要区分	契約種別																																
電	定 額 電 灯																																
	従 量 電 灯	A																															
		B																															
灯	臨 時 電 灯	C																															
		A																															
	公 衆 街 路 灯	B																															
C																																	
需要区分	契約種別																																
電	定 額 電 灯																																
	従 量 電 灯	A																															
		B																															
灯	臨 時 電 灯	C																															
		A																															
	公 衆 街 路 灯	B																															
C																																	

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)				特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)			
電力需要	低	圧	電力	電力需要	低	圧	電力
	臨	時	電力		臨	時	電力
	農	事	用電力		農	事	用電力
<p>15 定額電灯</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情があると当該一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約負荷設備</p> <p>契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(4) 料金</p> <p>料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p>				<p>15 定額電灯</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情があると当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約負荷設備</p> <p>契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(4) 料金</p> <p>料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、<u>別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたもの</u>といたします。</p>			

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)																																								
<p>イ 需要家料金 需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>1契約につき</td> <td align="right">93円50銭</td> </tr> </table> <p>ロ 電灯料金 (イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>10ワットまでの1灯につき</td> <td align="right">81円71銭</td> </tr> <tr> <td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td> <td align="right">145円81銭</td> </tr> <tr> <td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td> <td align="right">274円04銭</td> </tr> <tr> <td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td> <td align="right">402円27銭</td> </tr> <tr> <td>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td> <td align="right">658円71銭</td> </tr> <tr> <td>100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに</td> <td align="right">329円36銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</p> <p>(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</p> <p>ハ 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>50ボルトアンペアまでの1機器につき</td> <td align="right">276円84銭</td> </tr> <tr> <td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき</td> <td align="right">481円09銭</td> </tr> <tr> <td>100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに</td> <td align="right">240円54銭</td> </tr> </table> <p>(5) その他 当該一般送配電事業者は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。</p>	1契約につき	93円50銭	10ワットまでの1灯につき	81円71銭	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	145円81銭	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	274円04銭	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	402円27銭	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	658円71銭	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	329円36銭	50ボルトアンペアまでの1機器につき	276円84銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	481円09銭	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	240円54銭	<p>イ 需要家料金 需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>1契約につき</td> <td align="right">93円50銭</td> </tr> </table> <p>ロ 電灯料金 (イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>10ワットまでの1灯につき</td> <td align="right">128円61銭</td> </tr> <tr> <td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td> <td align="right">239円65銭</td> </tr> <tr> <td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td> <td align="right">461円68銭</td> </tr> <tr> <td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td> <td align="right">683円74銭</td> </tr> <tr> <td>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td> <td align="right">1,127円83銭</td> </tr> <tr> <td>100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに</td> <td align="right">563円92銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</p> <p>(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</p> <p>ハ 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>50ボルトアンペアまでの1機器につき</td> <td align="right">416円96銭</td> </tr> <tr> <td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき</td> <td align="right">761円32銭</td> </tr> <tr> <td>100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに</td> <td align="right">380円66銭</td> </tr> </table> <p>(5) その他 当該一般送配電事業者等は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。</p>	1契約につき	93円50銭	10ワットまでの1灯につき	128円61銭	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	239円65銭	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	461円68銭	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	683円74銭	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,127円83銭	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	563円92銭	50ボルトアンペアまでの1機器につき	416円96銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	761円32銭	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	380円66銭
1契約につき	93円50銭																																								
10ワットまでの1灯につき	81円71銭																																								
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	145円81銭																																								
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	274円04銭																																								
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	402円27銭																																								
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	658円71銭																																								
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	329円36銭																																								
50ボルトアンペアまでの1機器につき	276円84銭																																								
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	481円09銭																																								
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	240円54銭																																								
1契約につき	93円50銭																																								
10ワットまでの1灯につき	128円61銭																																								
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	239円65銭																																								
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	461円68銭																																								
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	683円74銭																																								
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,127円83銭																																								
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	563円92銭																																								
50ボルトアンペアまでの1機器につき	416円96銭																																								
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	761円32銭																																								
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	380円66銭																																								
<p>16 従量電灯 (1) 従量電灯A イ 適用範囲</p>	<p>16 従量電灯 (1) 従量電灯A イ 適用範囲</p>																																								

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)			特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)		
<p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が 5 アンペア以下であること。</p> <p>(ロ) 定額電灯を適用できないこと。</p> <p>ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。</p> <p>ハ 契約電流</p> <p>(イ) 契約電流は，5 アンペアといたします。</p> <p>(ロ) 当該一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> <p>ニ 料 金</p> <p>料金は，その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円 を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円 を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p>			<p>電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が 5 アンペア以下であること。</p> <p>(ロ) 定額電灯を適用できないこと。</p> <p>ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。</p> <p>ハ 契約電流</p> <p>(イ) 契約電流は，5 アンペアといたします。</p> <p>(ロ) 当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> <p>ニ 料 金</p> <p>料金は，その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>80,800 円</u> を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>80,800 円</u> を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，<u>別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたもの</u>といたします。</p>		
最低料金	1 契約につき最初の 9 キロワット時まで	<u>284 円 26 銭</u>	最低料金	1 契約につき最初の 9 キロワット時まで	<u>403 円 70 銭</u>
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	<u>23 円 97 銭</u>	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	<u>35 円 44 銭</u>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)
<p>(2) 従量電灯B</p> <p>イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。</p> <p>(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 契約電流 (イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>(ロ) 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> <p>ニ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによ</p>	<p>(2) 従量電灯B</p> <p>イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。</p> <p>(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 契約電流 (イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>(ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> <p>ニ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによ</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)																												
<p>って算定された平均燃料価格が 37,200円 を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200円 を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。</p>	<p>って算定された平均燃料価格が <u>80,800円</u> を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が <u>80,800円</u> を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、<u>別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたもの</u>といたします。</p>																												
<p>(イ) 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>	<p>(イ) 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>																												
<table border="1"> <tr><td>契約電流 10 アンペア</td><td>341円00銭</td></tr> <tr><td>契約電流 15 アンペア</td><td>511円50銭</td></tr> <tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td>682円00銭</td></tr> <tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td>1,023円00銭</td></tr> <tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,364円00銭</td></tr> <tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,705円00銭</td></tr> <tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td>2,046円00銭</td></tr> </table>	契約電流 10 アンペア	341円00銭	契約電流 15 アンペア	511円50銭	契約電流 20 アンペア	682円00銭	契約電流 30 アンペア	1,023円00銭	契約電流 40 アンペア	1,364円00銭	契約電流 50 アンペア	1,705円00銭	契約電流 60 アンペア	2,046円00銭	<table border="1"> <tr><td>契約電流 10 アンペア</td><td>374円00銭</td></tr> <tr><td>契約電流 15 アンペア</td><td>561円00銭</td></tr> <tr><td>契約電流 20 アンペア</td><td>748円00銭</td></tr> <tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td>1,122円00銭</td></tr> <tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,496円00銭</td></tr> <tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,870円00銭</td></tr> <tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td>2,244円00銭</td></tr> </table>	契約電流 10 アンペア	374円00銭	契約電流 15 アンペア	561円00銭	契約電流 20 アンペア	748円00銭	契約電流 30 アンペア	1,122円00銭	契約電流 40 アンペア	1,496円00銭	契約電流 50 アンペア	1,870円00銭	契約電流 60 アンペア	2,244円00銭
契約電流 10 アンペア	341円00銭																												
契約電流 15 アンペア	511円50銭																												
契約電流 20 アンペア	682円00銭																												
契約電流 30 アンペア	1,023円00銭																												
契約電流 40 アンペア	1,364円00銭																												
契約電流 50 アンペア	1,705円00銭																												
契約電流 60 アンペア	2,046円00銭																												
契約電流 10 アンペア	374円00銭																												
契約電流 15 アンペア	561円00銭																												
契約電流 20 アンペア	748円00銭																												
契約電流 30 アンペア	1,122円00銭																												
契約電流 40 アンペア	1,496円00銭																												
契約電流 50 アンペア	1,870円00銭																												
契約電流 60 アンペア	2,244円00銭																												
<p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>	<p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>																												
<table border="1"> <tr><td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>23円97銭</td></tr> <tr><td>120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>30円26銭</td></tr> <tr><td>280キロワット時をこえる1キロワット時につき</td><td>33円98銭</td></tr> </table>	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	23円97銭	120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	30円26銭	280キロワット時をこえる1キロワット時につき	33円98銭	<table border="1"> <tr><td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>35円44銭</td></tr> <tr><td>120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>41円73銭</td></tr> <tr><td>280キロワット時をこえる1キロワット時につき</td><td>45円45銭</td></tr> </table>	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	35円44銭	120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	41円73銭	280キロワット時をこえる1キロワット時につき	45円45銭																
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	23円97銭																												
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	30円26銭																												
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	33円98銭																												
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	35円44銭																												
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	41円73銭																												
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	45円45銭																												
<p>(ハ) 最低月額料金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p>	<p>(ハ) 最低月額料金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p>																												
<table border="1"> <tr><td>1契約につき</td><td>250円80銭</td></tr> </table>	1契約につき	250円80銭	<table border="1"> <tr><td>1契約につき</td><td>403円70銭</td></tr> </table>	1契約につき	403円70銭																								
1契約につき	250円80銭																												
1契約につき	403円70銭																												
<p>(3) 従量電灯C イ 適用範囲</p>	<p>(3) 従量電灯C イ 適用範囲</p>																												

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)																
<p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>(ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 契約負荷設備</p> <p>契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>ニ 契約容量</p> <p>(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。</p> <table border="1"> <tr> <td>最初の6キロボルトアンペアにつき</td> <td align="center">95パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の14キロボルトアンペアにつき</td> <td align="center">85パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の30キロボルトアンペアにつき</td> <td align="center">75パーセント</td> </tr> <tr> <td>50キロボルトアンペアをこえる部分につき</td> <td align="center">65パーセント</td> </tr> </table> <p>(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値</p>	最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント	次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント	次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント	50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント	<p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>(ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 契約負荷設備</p> <p>契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>ニ 契約容量</p> <p>(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。</p> <table border="1"> <tr> <td>最初の6キロボルトアンペアにつき</td> <td align="center">95パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の14キロボルトアンペアにつき</td> <td align="center">85パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の30キロボルトアンペアにつき</td> <td align="center">75パーセント</td> </tr> <tr> <td>50キロボルトアンペアをこえる部分につき</td> <td align="center">65パーセント</td> </tr> </table> <p>(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値</p>	最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント	次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント	次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント	50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント
最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント																
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント																
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント																
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント																
最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント																
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント																
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント																
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント																

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)																
<p>といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>ホ 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200円 を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200円 を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td align="right">341円00銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td align="right">23円97銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td align="right">30円26銭</td> </tr> <tr> <td>280キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td align="right">33円98銭</td> </tr> </table>	契約容量1キロボルトアンペアにつき	341円00銭	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	23円97銭	120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	30円26銭	280キロワット時をこえる1キロワット時につき	33円98銭	<p>といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>ホ 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>80,800円</u> を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>80,800円</u> を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、<u>別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたもの</u>といたします。</p> <p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td align="right">374円00銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td align="right">35円44銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td align="right">41円73銭</td> </tr> <tr> <td>280キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td align="right">45円45銭</td> </tr> </table>	契約容量1キロボルトアンペアにつき	374円00銭	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	35円44銭	120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	41円73銭	280キロワット時をこえる1キロワット時につき	45円45銭
契約容量1キロボルトアンペアにつき	341円00銭																
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	23円97銭																
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	30円26銭																
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	33円98銭																
契約容量1キロボルトアンペアにつき	374円00銭																
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	35円44銭																
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	41円73銭																
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	45円45銭																
<p>17 臨時電灯</p> <p>(1) 臨時電灯A</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その</p>	<p>17 臨時電灯</p> <p>(1) 臨時電灯A</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その</p>																

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)		特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)	
<p>総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 料 金</p> <p>料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p>		<p>総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 料 金</p> <p>料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、<u>別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたもの</u>といたします。</p>	
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	9円10銭	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	<u>13円13銭</u>
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	18円20銭	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	<u>26円28銭</u>
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	18円20銭	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	<u>26円28銭</u>
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアン	181円95銭	総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアン	<u>262円83銭</u>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)		特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)	
ペアまでの場合		アまでの場合	
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	181円95銭	総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	262円83銭
<p>ニ その他</p> <p>(イ) 当該一般送配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。</p> <p>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。</p> <p>(2) 臨時電灯B</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>ロ 契約電流</p> <p>(イ) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>(ロ) 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> <p>ハ 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p>		<p>ニ その他</p> <p>(イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。</p> <p>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。</p> <p>(2) 臨時電灯B</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>ロ 契約電流</p> <p>(イ) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</p> <p>(ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> <p>ハ 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、<u>別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ハによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を</u></p>	

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)								
<p>(イ) 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>契約電流 10 アンペアにつき</td> <td align="right">375円10銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td align="right">36円77銭</td> </tr> </table> <p>ニ その他</p> <p>(イ) 当該一般送配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。</p> <p>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。</p> <p>(3) 臨時電灯C</p> <p>イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>ロ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p>	契約電流 10 アンペアにつき	375円10銭	1キロワット時につき	36円77銭	<p align="center"><u>差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)によって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたもの</u>といたします。</p> <p>(イ) 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>契約電流 10 アンペアにつき</td> <td align="right">411円40銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td align="right">50円00銭</td> </tr> </table> <p>ニ その他</p> <p>(イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。</p> <p>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。</p> <p>(3) 臨時電灯C</p> <p>イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>ロ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、<u>別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)によって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を</u></p>	契約電流 10 アンペアにつき	411円40銭	1キロワット時につき	50円00銭
契約電流 10 アンペアにつき	375円10銭								
1キロワット時につき	36円77銭								
契約電流 10 アンペアにつき	411円40銭								
1キロワット時につき	50円00銭								

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)								
<p>(イ) 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="587 546 1486 594"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td>375円10銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="587 688 1486 737"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>36円77銭</td> </tr> </table> <p>ハ その他</p> <p>(イ) 当該一般送配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。</p> <p>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。</p>	契約容量1キロボルトアンペアにつき	375円10銭	1キロワット時につき	36円77銭	<p>差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1564 546 2463 594"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td>411円40銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1564 688 2463 737"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>50円00銭</td> </tr> </table> <p>ハ その他</p> <p>(イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。</p> <p>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。</p>	契約容量1キロボルトアンペアにつき	411円40銭	1キロワット時につき	50円00銭
契約容量1キロボルトアンペアにつき	375円10銭								
1キロワット時につき	36円77銭								
契約容量1キロボルトアンペアにつき	411円40銭								
1キロワット時につき	50円00銭								
<p>18 公衆街路灯</p> <p>(1) 公衆街路灯A</p> <p>イ 適用範囲 公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器(以下「公衆街路灯」といいます。)を使用する需要で、その総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。</p> <p>ロ 料 金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整</p>	<p>18 公衆街路灯</p> <p>(1) 公衆街路灯A</p> <p>イ 適用範囲 公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器(以下「公衆街路灯」といいます。)を使用する需要で、その総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。</p> <p>ロ 料 金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整</p>								

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)																								
<p>額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200円 を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。</p>	<p>額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>80,800円</u> を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものと <u>し、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたもの</u> いたします。</p>																								
<p>(イ) 需要家料金 需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>1契約につき</td> <td align="right">82円50銭</td> </tr> </table>	1契約につき	82円50銭	<p>(イ) 需要家料金 需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>1契約につき</td> <td align="right">82円50銭</td> </tr> </table>	1契約につき	82円50銭																				
1契約につき	82円50銭																								
1契約につき	82円50銭																								
<p>(ロ) 電灯料金 a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>10ワットまでの1灯につき</td> <td align="right">76円21銭</td> </tr> <tr> <td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td> <td align="right">134円81銭</td> </tr> <tr> <td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td> <td align="right">252円04銭</td> </tr> <tr> <td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td> <td align="right">369円27銭</td> </tr> <tr> <td>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td> <td align="right">603円71銭</td> </tr> <tr> <td>100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに</td> <td align="right">301円86銭</td> </tr> </table>	10ワットまでの1灯につき	76円21銭	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	134円81銭	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	252円04銭	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	369円27銭	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	603円71銭	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	301円86銭	<p>(ロ) 電灯料金 a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>10ワットまでの1灯につき</td> <td align="right"><u>123円11銭</u></td> </tr> <tr> <td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td> <td align="right"><u>228円65銭</u></td> </tr> <tr> <td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td> <td align="right"><u>439円68銭</u></td> </tr> <tr> <td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td> <td align="right"><u>650円74銭</u></td> </tr> <tr> <td>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td> <td align="right"><u>1,072円83銭</u></td> </tr> <tr> <td>100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに</td> <td align="right"><u>536円42銭</u></td> </tr> </table>	10ワットまでの1灯につき	<u>123円11銭</u>	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	<u>228円65銭</u>	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	<u>439円68銭</u>	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	<u>650円74銭</u>	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	<u>1,072円83銭</u>	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	<u>536円42銭</u>
10ワットまでの1灯につき	76円21銭																								
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	134円81銭																								
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	252円04銭																								
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	369円27銭																								
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	603円71銭																								
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	301円86銭																								
10ワットまでの1灯につき	<u>123円11銭</u>																								
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	<u>228円65銭</u>																								
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	<u>439円68銭</u>																								
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	<u>650円74銭</u>																								
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	<u>1,072円83銭</u>																								
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	<u>536円42銭</u>																								
<p>b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</p>	<p>b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</p>																								
<p>c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</p>	<p>c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。</p>																								
<p>(ハ) 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。</p>	<p>(ハ) 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。</p>																								

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)		特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)	
50 ボルトアンペアまでの1 機器につき	253 円 74 銭	50 ボルトアンペアまでの1 機器につき	393 円 86 銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの1 機器につき	441 円 49 銭	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの1 機器につき	721 円 72 銭
100 ボルトアンペアをこえる1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	220 円 74 銭	100 ボルトアンペアをこえる1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	360 円 86 銭
<p>ハ その他</p> <p>(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。</p> <p>(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものとしたします。</p> <p>(2) 公衆街路灯B</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約容量が1 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50 キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>(ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2 線式標準電圧100 ボルトまたは交流単相3 線式標準電圧100 ボルトおよび200 ボルトとし、周波数は、標準周波数50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相2 線式標準電圧200 ボルトまたは交流3 相3 線式標準電圧200 ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 契約容量</p> <p>契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとしたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が1 キロボルトアンペア未満の場合は、1 キロボルトアンペアといたします。</p> <p>ニ 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円 を下回る場合は、別表2（燃料費</p>		<p>ハ その他</p> <p>(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。</p> <p>(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものとしたします。</p> <p>(2) 公衆街路灯B</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約容量が1 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50 キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>(ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2 線式標準電圧100 ボルトまたは交流単相3 線式標準電圧100 ボルトおよび200 ボルトとし、周波数は、標準周波数50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2 線式標準電圧200 ボルトまたは交流3 相3 線式標準電圧200 ボルトとすることがあります。</p> <p>ハ 契約容量</p> <p>契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとしたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が1 キロボルトアンペア未満の場合は、1 キロボルトアンペアといたします。</p> <p>ニ 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>80,800 円</u> を下回る場合は、別表2（燃料費</p>	

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)												
<p>調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。</p> <p>(イ) 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td align="right">308円00銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td align="right">22円60銭</td> </tr> </table> <p>(ハ) 最低月額料金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>1契約につき</td> <td align="right">225円50銭</td> </tr> </table> <p>ホ その他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものいたします。</p>	契約容量1キロボルトアンペアにつき	308円00銭	1キロワット時につき	22円60銭	1契約につき	225円50銭	<p>調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が <u>80,800円</u>を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、<u>別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたもの</u>といたします。</p> <p>(イ) 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td align="right">349円80銭</td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td align="right">34円07銭</td> </tr> </table> <p>(ハ) 最低月額料金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>1契約につき</td> <td align="right">363円33銭</td> </tr> </table> <p>ホ その他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものいたします。</p>	契約容量1キロボルトアンペアにつき	349円80銭	1キロワット時につき	34円07銭	1契約につき	363円33銭
契約容量1キロボルトアンペアにつき	308円00銭												
1キロワット時につき	22円60銭												
1契約につき	225円50銭												
契約容量1キロボルトアンペアにつき	349円80銭												
1キロワット時につき	34円07銭												
1契約につき	363円33銭												
<p>19 低 圧 電 力 (1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。</p>	<p>19 低 圧 電 力 (1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。</p>												

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)																										
<p>ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50 キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約負荷設備</p> <p>契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(4) 契約電力</p> <p>イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表6（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。</p> <p>(イ) 契約負荷設備のうち</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">最大の入力のものから</td> <td>最初の2台の入力につき</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の2台の入力につき</td> <td>95パーセント</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの入力につき</td> <td>90パーセント</td> </tr> </table> <p>(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち</p> <table border="1"> <tr> <td>最初の6キロワットにつき</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の14キロワットにつき</td> <td>90パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の30キロワットにつき</td> <td>80パーセント</td> </tr> </table>	最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント	次の2台の入力につき	95パーセント	上記以外のもの入力につき	90パーセント	最初の6キロワットにつき	100パーセント	次の14キロワットにつき	90パーセント	次の30キロワットにつき	80パーセント	<p>ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50 キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約負荷設備</p> <p>契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(4) 契約電力</p> <p>イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表6（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。</p> <p>(イ) 契約負荷設備のうち</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">最大の入力のものから</td> <td>最初の2台の入力につき</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の2台の入力につき</td> <td>95パーセント</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの入力につき</td> <td>90パーセント</td> </tr> </table> <p>(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち</p> <table border="1"> <tr> <td>最初の6キロワットにつき</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の14キロワットにつき</td> <td>90パーセント</td> </tr> <tr> <td>次の30キロワットにつき</td> <td>80パーセント</td> </tr> </table>	最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント	次の2台の入力につき	95パーセント	上記以外のもの入力につき	90パーセント	最初の6キロワットにつき	100パーセント	次の14キロワットにつき	90パーセント	次の30キロワットにつき	80パーセント
最大の入力のものから		最初の2台の入力につき	100パーセント																								
		次の2台の入力につき	95パーセント																								
	上記以外のもの入力につき	90パーセント																									
最初の6キロワットにつき	100パーセント																										
次の14キロワットにつき	90パーセント																										
次の30キロワットにつき	80パーセント																										
最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント																									
	次の2台の入力につき	95パーセント																									
	上記以外のもの入力につき	90パーセント																									
最初の6キロワットにつき	100パーセント																										
次の14キロワットにつき	90パーセント																										
次の30キロワットにつき	80パーセント																										

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)		特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)	
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント	50キロワットをこえる部分につき	70パーセント
<p>ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p>		<p>ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p>	
(5) 料 金		(5) 料 金	
<p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p>		<p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、<u>別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたもの</u>といたします。</p>	
イ 基本料金		イ 基本料金	
<p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>		<p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>	
契約電力1キロワットにつき	1,287円00銭	契約電力1キロワットにつき	1,343円10銭
ロ 電力量料金		ロ 電力量料金	
<p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>		<p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>	
1キロワット時につき	17円67銭	1キロワット時につき	28円93銭
<p>ハ 力率割引および割増し</p> <p>電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5(加重平均力率の算定)により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合((4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を5パーセント割引し、85</p>			

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)
<p>パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増いたします。 この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。 なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p>ニ その他 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。 この場合の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p>(6) その他 変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。</p>	<p>△ その他 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。</p> <p>(6) その他 変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。</p>
<p>20 臨時電力</p> <p>(1) 適用範囲 動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>(2) 契約電力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。</p> <p>(3) 料金 契約電力が、5キロワット以下の場合には原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。</p> <p>イ 定額制供給の場合 料金は、次によって算定された金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p>	<p>20 臨時電力</p> <p>(1) 適用範囲 動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>(2) 契約電力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。</p> <p>(3) 料金 契約電力が、5キロワット以下の場合には原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。</p> <p>イ 定額制供給の場合 料金は、次によって算定された金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、<u>別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバー</u></p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)								
<p>契約電力1キロワット1日につき</p> <table border="1" data-bbox="587 499 1489 550"> <tr> <td>契約電力1キロワット1日につき</td> <td>227円15銭</td> </tr> </table> <p>ロ 従量制供給の場合</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しを する場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量 料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された 燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって 算定された平均燃料価格が 37,200円を上回る場合は、別表2(燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき19(低圧電力)(5)イの該当料金の20パーセン トを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しな い場合の基本料金は、19(低圧電力)(5)イの該当料金の半額に20パーセ ントを割増ししたものを適用いたします。</p> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="587 1633 1489 1684"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>20円45銭</td> </tr> </table> <p>ハ 力率割引および割増し</p> <p>力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適 用いたします。</p> <p>(4) その他</p>	契約電力1キロワット1日につき	227円15銭	1キロワット時につき	20円45銭	<p>サルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバ ーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサ ービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニ バーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、 別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユ ニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1567 499 2469 550"> <tr> <td>契約電力1キロワット1日につき</td> <td>316円04銭</td> </tr> </table> <p>ロ 従量制供給の場合</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促 進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合 計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによ って算定された平均燃料価格が <u>80,800円</u>を下回る場合は、別表2(燃料費 調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>80,800円</u>を上回 る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を 加えたものとし、<u>別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによっ て算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1) ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサ ービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を 差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによ って算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調 整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバ ーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス 調整額を加えたものといたします。</u></p> <p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき19(低圧電力)(5)イの該当料金の20パーセン トを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しな い場合の基本料金は、19(低圧電力)(5)イの該当料金の半額に20パーセ ントを割増ししたものを適用いたします。</p> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1567 1633 2469 1684"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>34円72銭</td> </tr> </table> <p>(4) その他</p>	契約電力1キロワット1日につき	316円04銭	1キロワット時につき	34円72銭
契約電力1キロワット1日につき	227円15銭								
1キロワット時につき	20円45銭								
契約電力1キロワット1日につき	316円04銭								
1キロワット時につき	34円72銭								

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)
<p>イ 当該一般送配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。</p> <p>ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。</p>	<p>イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。</p> <p>ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。</p>
<p>21 農事用電力</p> <p>(1) 適用範囲 農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。</p> <p>(2) 契約電力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。</p> <p>(3) 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。</p> <p>イ 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。</p> <p>なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、電気を使用する</p>	<p>21 農事用電力</p> <p>(1) 適用範囲 農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。</p> <p>(2) 契約電力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。</p> <p>(3) 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、<u>別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものと</u>いたします。</p> <p>なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。</p> <p>イ 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。</p> <p>なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)								
<p>場合の基本料金の2月分(その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。)を下回らないものとしたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td align="right">726円00銭</td> </tr> </table> <p>ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td align="right">15円02銭</td> </tr> </table> <p>ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものとしたします。</p> <p>(4) その他 イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。 ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものとしたします。</p>	契約電力1キロワットにつき	726円00銭	1キロワット時につき	15円02銭	<table border="1"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td align="right">782円10銭</td> </tr> </table> <p>ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td align="right">26円28銭</td> </tr> </table> <p>(4) その他 イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。 ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等^等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものとしたします。</p>	契約電力1キロワットにつき	782円10銭	1キロワット時につき	26円28銭
契約電力1キロワットにつき	726円00銭								
1キロワット時につき	15円02銭								
契約電力1キロワットにつき	782円10銭								
1キロワット時につき	26円28銭								
<p>IV 料金の算定および支払い</p>	<p>IV 料金の算定および支払い</p>								
<p>22 料金の適用開始の時期</p> <p>料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。</p>	<p>22 料金の適用開始の時期</p> <p>料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。</p>								
<p>23 検 針 日</p> <p>検針日は、次により、当該一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。</p> <p>(1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日(当該一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。)に、各月ごとに当該一般送配電事業者が行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当該一般送配電事業者は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。</p> <p>(2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものとしたします。</p> <p>(3) 当該一般送配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに</p>	<p>23 検 針 日</p> <p>検針日は、次により、当該一般送配電事業者等^等が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。</p> <p>(1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日(当該一般送配電事業者等^等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。)に、各月ごとに当該一般送配電事業者等^等が行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当該一般送配電事業者等^等は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。</p> <p>(2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものとしたします。</p> <p>(3) 当該一般送配電事業者等^等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに</p>								

特定小売供給約款 新旧対比表

<p align="center">特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)</p>	<p align="center">特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)</p>
<p>針を行なわないことがあります。</p> <p>なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものいたします。</p> <p>イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合</p> <p>ロ その他特別の事情がある場合</p> <p>(4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものいたします。</p> <p>(5) (3)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものいたします。</p>	<p>検針を行なわないことがあります。</p> <p>なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものいたします。</p> <p>イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合</p> <p>ロ その他特別の事情がある場合</p> <p>(4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものいたします。</p> <p>(5) (3)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものいたします。</p>
<p>24 料金の算定期間</p> <p>(1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。</p> <p>(2) 定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）(7)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものいたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。</p>	<p>24 料金の算定期間</p> <p>(1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。</p> <p>(2) 定額制供給の場合または25（使用電力量の算定）(4)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものいたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</p>
<p>25 使用電力量の計量</p> <p>(1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものいたします。）いたします。</p> <p>イ 23（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえ</p>	<p>25 使用電力量の算定</p> <p>(1) 使用電力量は、<u>託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。</u></p> <p><u>また、</u>料金の算定期間における使用電力量は、次の場合および(3)の場合を除き、<u>30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合は、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む検針期間の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。</u></p> <p>イ 23（検針日）(2)の場合の<u>料金の算定期間における使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</u></p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)
<p>た値によって精算いたします。</p> <p>ロ 23 (検針日) (4)の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。</p> <p>△ 23 (検針日) (5)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26 (料金の算定) (1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。</p> <p>(2) 計量器の読みは、次によります。</p> <p>イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。</p> <p>ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。</p> <p>ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。</p> <p>(3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。</p> <p>(4) 当社は、<u>検針の結果をすみやかに</u>お客さまにお知らせいたします。</p> <p>(5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。</p> <p>(6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかつた場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(7) 従量制供給のお客さまについて、当該一般送配電事業者が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。</p>	<p>ロ 23 (検針日) (5)の場合の料金の算定期間における使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(2) 当社は、<u>使用電力量等を 29 (料金等のお知らせおよび請求) に定める方法により、</u>お客さまにお知らせいたします。</p> <p>(3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかつた場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(4) 従量制供給のお客さまについて、当該一般送配電事業者等が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)
<p>26 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合</p> <p>ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合</p> <p>ハ 24(料金の算定期間)(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。</p> <p>(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。</p>	<p>26 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合</p> <p>ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合</p> <p>ハ 24(料金の算定期間)(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する<u>託送約款等に定める</u>検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。</p> <p>(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。</p>
<p>27 日割計算</p> <p>(1) 当社は、26(料金の算定)(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表7(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表7(日割計算の基本算式)(1)イにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表7(日割計算の基本算式)(1)ロにより日割計算をいたします。</p> <p>ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(2) 26(料金の算定)(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。</p> <p>また、26(料金の算定)(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</p> <p>(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表7(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。</p>	<p>27 日割計算</p> <p>(1) 当社は、26(料金の算定)(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表7(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表7(日割計算の基本算式)(1)ロにより日割計算をいたします。</p> <p>ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(2) 26(料金の算定)(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。</p> <p>また、26(料金の算定)(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</p>
<p>28 料金の支払義務および支払期日</p> <p>(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。</p>	<p>28 料金の支払義務および支払期日</p> <p>(1) お客様の料金の支払義務は、<u>当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果等にもとづき、当社にて料金の請求が可能となった</u>日に発生いたしま</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)
<p>イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23 (検針日) (4) の場合の料金または 25 (使用電力量の計量) (1) イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25 (使用電力量の計量) (6) の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。</p> <p>なお、25 (使用電力量の計量) (7) の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。</p> <p>ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。</p> <p>ハ 29 (料金その他の支払方法) (6) の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。</p> <p>ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に当該一般送配電事業者から検針の結果を確認した場合は、その日といたします。</p> <p>ホ 農事用電力のお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになつた日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日(明らかになつた日が検針日の場合は、その検針日といたします。)といたします。</p> <p>(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。</p> <p>(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当該一般送配電事業者が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行つた場合または検針を行つたものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。</p> <p>なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。</p> <p>(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。</p>	<p><u>す。ただし、30 (料金その他の支払方法) (6) の場合は、当該支払期に属する最終月の支払義務が発生した日といたします。</u></p> <p>(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。</p> <p>(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。</p> <p>なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。</p> <p>(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)				
	<p>29 料金等のお知らせおよび請求</p> <p>(1) 当社は、原則として、料金等のお知らせおよび請求を電磁的方法（インターネットを利用する方法をいいます。）により行ないます。</p> <p>(2) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、料金等のお知らせおよび請求を書面により行ないます。</p> <p>イ お客さまが希望される場合で当社が認めたとき。</p> <p>ロ 料金を30（料金その他の支払方法）(1)により支払われる場合</p> <p>(3) 料金等のお知らせおよび請求を(2)により行なう場合は、当社は、原則として、(4)に定める発行手数料を申し受けます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、発行手数料を申し受けません。</p> <p>イ 28（料金の支払義務および支払期日）(4)により一括して料金を支払われる場合</p> <p>ロ 当社の都合により30（料金その他の支払方法）(1)に該当し、かつ、電気の供給を開始した日の属する月およびその翌月の料金の算定期間の料金を30（料金その他の支払方法）(1)により支払われる場合</p> <p>ハ その他特別の事情がある場合</p> <p>なお、発行手数料は、料金とあわせて支払っていただきます。</p> <p>(4) 発行手数料は、次のとおりといたします。</p> <p>イ (2)イの場合</p> <table border="1" data-bbox="1567 1039 2463 1087"> <tr> <td>1 料金の算定期間および1契約につき</td> <td align="right">110円00銭</td> </tr> </table> <p>ロ (2)ロの場合</p> <table border="1" data-bbox="1567 1136 2463 1184"> <tr> <td>1 料金の算定期間および1契約につき</td> <td align="right">220円00銭</td> </tr> </table>	1 料金の算定期間および1契約につき	110円00銭	1 料金の算定期間および1契約につき	220円00銭
1 料金の算定期間および1契約につき	110円00銭				
1 料金の算定期間および1契約につき	220円00銭				
<p>29 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p> <p>なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。</p> <p>イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。</p> <p>△ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定し</p>	<p>30 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、<u>原則として</u>当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p> <p>なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。</p> <p>イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ロ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定し</p>				

特定小売供給約款 新旧対比表

<p align="center">特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)</p>	<p align="center">特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)</p>
<p>た金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>(2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。</p> <p>ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。</p> <p>(5) 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。</p> <p>(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。</p> <p>(7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。</p> <p>なお、当社は、前受金について利息を付しません。</p> <p>(8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。</p> <p>なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充てさせていただきます。この場合、充当後の残額はお返しいたします。</p> <p>また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。</p>	<p>た金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p><u>ハ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。</u></p> <p>(2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。</p> <p><u>ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。</u></p> <p><u>ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。</u></p> <p>(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社<u>または弁護士法人</u>（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社<u>等</u>が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社<u>等</u>が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。</p> <p>(5) 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。</p> <p>(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)
<p>30 延滞利息</p> <p>(1) お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を 29 (料金その他の支払方法) (1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客様が指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。</p> <p>なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(3) 延滞利息は、原則として、お客様が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。</p>	<p>31 延滞利息</p> <p>(1) お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を 30 (料金その他の支払方法) (1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客様が指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。</p> <p>なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(3) 延滞利息は、原則として、お客様が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。</p>
<p>31 保証金</p> <p>(1) 当社は、お客様が次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合</p> <p>ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(イ) 他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合</p> <p>(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合</p> <p>(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客様の負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。</p> <p>(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。</p> <p>なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。</p> <p>(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客様が支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客様の支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、な</p>	<p>32 保証金</p> <p>(1) 当社は、お客様が次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合</p> <p>ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(イ) 他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合</p> <p>(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合</p> <p>(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客様の負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。</p> <p>(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。</p> <p>なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。</p> <p>(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客様が支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客様の支払額に充当することがあります。この場合、その残額をお返しいたします。また、当社は、あ</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

<p align="center">特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)</p>	<p align="center">特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)</p>
<p>お充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>(5) 当社は、次により、保証金に利息を付しず。</p> <p>イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。</p> <p>ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。</p> <p>(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。</p>	<p>らためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>(5) 当社は、保証金について利息を付しません。</p> <p>(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。</p>
<p align="center">V 使用および供給</p> <p>32 適正契約の保持</p> <p>当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。</p>	<p align="center">V 使用および供給</p> <p>33 適正契約の保持</p> <p>当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。</p>
<p>33 力率の保持</p> <p>(1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。</p> <p>(2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。</p> <p>なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。</p>	<p>34 力率の保持</p> <p>(1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。</p> <p>(2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。</p> <p>なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。</p>
<p>34 需要場所への立入りによる業務の実施</p> <p>当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p> <p>なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>(1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査ま</p>	<p>35 需要場所への立入りによる業務の実施</p> <p>当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p> <p>なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>(1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査ま</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)
<p>たは電気の使用用途の確認</p> <p>(2) その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務</p>	<p>たは電気の使用用途の確認</p> <p>(2) その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務</p>
<p>35 供給の停止</p> <p>(1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者は、当社の求めに応じ、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。</p> <p> なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。</p> <p> イ お客様が料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合</p> <p> ロ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合</p> <p> ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p> <p>(3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者は、当社の求めに応じ、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。</p> <p> イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合</p> <p> ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合</p> <p> ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。</p> <p> ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。</p> <p> ホ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。</p> <p> へ 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合</p> <p> ト お客様がその他この供給約款に反した場合</p>	<p>36 供給の停止</p> <p>(1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。</p> <p> なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。</p> <p> イ お客様が料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合</p> <p> ロ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合</p> <p> ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p> <p>(3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。</p> <p> イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合</p> <p> ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合</p> <p> ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。</p> <p> ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。</p> <p> ホ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。</p> <p> へ 35（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合</p> <p> ト お客様がその他この供給約款に反した場合</p>
<p>36 供給停止の解除</p> <p>35（供給の停止）によって当該一般送配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客様がその理由となった事実を解消し、その事実にもない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。</p>	<p>37 供給停止の解除</p> <p>36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客様がその理由となった事実を解消し、その事実にもない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)
<p>37 供給停止期間中の料金</p> <p>35 (供給の停止) によって当該一般送配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27 (日割計算) により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。</p>	<p>38 供給停止期間中の料金</p> <p>36 (供給の停止) によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27 (日割計算) により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。</p>
<p>38 違 約 金</p> <p>(1) お客さまが 35 (供給の停止) (3)イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。</p> <p>(2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。</p>	<p>39 違 約 金</p> <p>(1) お客さまが 36 (供給の停止) (3)イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。</p> <p>(2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。</p>
<p>39 制限または中止の料金割引</p> <p>(1) 当社は、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者がお客さま(定額電灯、従量電灯および低圧電力のお客さまに限り)の電気の使用を制限し、または中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたしません。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。</p> <p>イ 割引の対象</p> <p>定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金(力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。)といたします。ただし、26(料金の算定)(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。</p> <p>ロ 割引率</p> <p>1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。</p> <p>ハ 制限または中止延べ日数の計算</p> <p>延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日</p>	<p>40 使用の制限または中止</p> <p>(1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、お客さまに電気の使用を制限し、または中止していただくことがあります。</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)
<p align="center">として計算いたします。</p> <p>(2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。</p> <p>(3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたしません。</p>	<p align="center"><u>(2) 当社は、(1)にともなう料金の減額は行ないません。</u></p>
<p>40 損害賠償の免責</p> <p>(1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 35 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または 46 (解約等) によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>	<p>41 損害賠償の免責</p> <p>(1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 36 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または 47 (解約等) によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>
<p>41 設備の賠償</p> <p>(1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。</p> <p>イ 修理可能の場合 修理費</p> <p>ロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額</p> <p>(2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。</p>	<p>42 設備の賠償</p> <p>(1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。</p> <p>イ 修理可能の場合 修理費</p> <p>ロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額</p> <p>(2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)
<p>VI 契約の変更および終了</p>	<p>VI 契約の変更および終了</p>
<p>42 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II (契約の申込み) に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。</p>	<p>43 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II (契約の申込み) に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。</p>
<p>43 名義の変更 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。</p>	<p>44 名義の変更 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。</p>
<p>44 需給契約の廃止 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 当該一般送配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行いません。 (2) 需給契約は、46 (解約等) および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当社および当該一般送配電事業者の責めとならない理由 (非常変災等の場合を除きます。) により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。</p>	<p>45 需給契約の廃止 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行いません。 (2) 需給契約は、47 (解約等) および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当社および当該一般送配電事業者等の責めとならない理由 (非常変災等の場合を除きます。) により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。</p>
<p>45 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費負担金等相当額の精算 (1) お客さま (定額電灯、従量電灯A、従量電灯B、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。) が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。</p>	<p>46 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費負担金等相当額の精算 (1) お客さま (定額電灯、従量電灯A、従量電灯B、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。) が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

<p align="center">特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)</p>	<p align="center">特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)</p>
<p>力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。</p> <p>(2) (1)の場合で、当社が当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。</p>	<p>力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。</p> <p>(2) (1)の場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。</p>
<p>46 解 約 等</p> <p>(1) 35 (供給の停止) によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。</p> <p>なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(2) お客さまが、44 (需給契約の廃止) (1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。</p>	<p>47 解 約 等</p> <p>(1) 36 (供給の停止) によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。</p> <p>なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(2) お客さまが、45 (需給契約の廃止) (1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。</p>
<p>47 需給契約消滅後の債権債務関係</p> <p>需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。</p>	<p>48 需給契約消滅後の債権債務関係</p> <p>需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。</p>
<p align="center">Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担</p> <p>48 供給方法および工事</p> <p>(1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。</p> <p>(2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。</p>	<p align="center">Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担</p> <p>49 供給方法および工事</p> <p>(1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。</p> <p>(2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。</p>
<p>49 工事費負担金等相当額の申受け等</p> <p>(1) 当社が当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当</p>	<p>50 工事費負担金等相当額の申受け等</p> <p>(1) 当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)
<p>額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。</p> <p>(2) お客様が希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金等相当額契約書を作成いたします。</p> <p>(3) 当社が当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものいたします。</p> <p>(4) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設し、または取り付けていただきます。</p> <p>(5) お客様の都合によって需給開始に至らないで申込みを取り消し、または変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額をお客さまから申し受けます。</p>	<p>当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。</p> <p>(2) お客様が希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金等相当額契約書を作成いたします。</p> <p>(3) 当社が当該一般送配電事業者等から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものいたします。</p> <p>(4) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設し、または取り付けていただきます。</p> <p>(5) お客様の都合によって需給開始に至らないで申込みを取り消し、または変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額をお客さまから申し受けます。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、令和2年10月1日から実施いたします。</p>	<p>1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、<u>2023年6月1日</u>から実施いたします。</p>
<p>2 計量器の読みにかかわる取扱い 乗率を有しない記録型計量器により計量する場合の計量器の読みは、25(使用電力量の計量) (2)ロにかかわらず、当分の間、整数位までといたします。 なお、この取扱いを終了する場合は、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。</p>	
<p>3 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅(1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。)の各戸または各居室(以下「各戸」といいます。)が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。 なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。 イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。 ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されてい</p>	<p>2 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅(1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。)の各戸または各居室(以下「各戸」といいます。)が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。 なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。 イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。 ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されてい</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)																																				
<p>る場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。</p> <p>(2) 料金は、16 (従量電灯) (1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。</p> <p>イ 基本料金 基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯Aの場合は適用いたしません。</p> <p>ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金 (従量電灯Aの場合は料金といたします。)は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値(キロワット時)により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。</p>	<p>る場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。</p> <p>(2) 料金は、16 (従量電灯) (1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。</p> <p>イ 基本料金 基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯Aの場合は適用いたしません。</p> <p>ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金 (従量電灯Aの場合は料金といたします。)は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値(キロワット時)により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。</p>																																				
<p>4 農事用電力 (脱穀調整用電力) のお客さまについての特別措置</p> <p>この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款附則 5 (農事用電力 [脱穀調整用電力] のお客さまについての特別措置) の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30 日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 契約電力 契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めま</p> <p>(2) 料 金 料金は、1年 (毎年4月1日から起算いたします。)につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約電力</th> <th>0.5キロワット</th> <th>1キロワット</th> <th>2キロワット</th> <th>3キロワット</th> <th>3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最初の30日まで</td> <td align="right">3,509円66銭</td> <td align="right">5,855円85銭</td> <td align="right">10,985円70銭</td> <td align="right">16,115円55銭</td> <td align="right">3,121円25銭</td> </tr> <tr> <td>30日をこえる1日につき</td> <td align="right">44円68銭</td> <td align="right">89円38銭</td> <td align="right">178円75銭</td> <td align="right">268円13銭</td> <td align="right">89円38銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200円 を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定され</p>	契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	最初の30日まで	3,509円66銭	5,855円85銭	10,985円70銭	16,115円55銭	3,121円25銭	30日をこえる1日につき	44円68銭	89円38銭	178円75銭	268円13銭	89円38銭	<p>3 農事用電力 (脱穀調整用電力) のお客さまについての特別措置</p> <p>この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款附則 4 (農事用電力 [脱穀調整用電力] のお客さまについての特別措置) の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30 日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 契約電力 契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めま</p> <p>(2) 料 金 料金は、1年 (毎年4月1日から起算いたします。)につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約電力</th> <th>0.5キロワット</th> <th>1キロワット</th> <th>2キロワット</th> <th>3キロワット</th> <th>3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最初の30日まで</td> <td align="right">4,095円41銭</td> <td align="right">7,027円02銭</td> <td align="right">13,328円37銭</td> <td align="right">19,629円39銭</td> <td align="right">4,292円42銭</td> </tr> <tr> <td>30日をこえる1日につき</td> <td align="right">64円21銭</td> <td align="right">128円41銭</td> <td align="right">256円84銭</td> <td align="right">385円25銭</td> <td align="right">128円41銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800円 を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定され</p>	契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	最初の30日まで	4,095円41銭	7,027円02銭	13,328円37銭	19,629円39銭	4,292円42銭	30日をこえる1日につき	64円21銭	128円41銭	256円84銭	385円25銭	128円41銭
契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに																																
最初の30日まで	3,509円66銭	5,855円85銭	10,985円70銭	16,115円55銭	3,121円25銭																																
30日をこえる1日につき	44円68銭	89円38銭	178円75銭	268円13銭	89円38銭																																
契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに																																
最初の30日まで	4,095円41銭	7,027円02銭	13,328円37銭	19,629円39銭	4,292円42銭																																
30日をこえる1日につき	64円21銭	128円41銭	256円84銭	385円25銭	128円41銭																																

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)																																				
<p>た平均燃料価格が 37,200円 を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものいたします。この場合、基準単価は、次のとおりいたします。</p> <table border="1" data-bbox="587 680 1486 865"> <tr> <td>契約電力</td> <td>0.5キロワット</td> <td>1キロワット</td> <td>2キロワット</td> <td>3キロワット</td> <td>3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに</td> </tr> <tr> <td>1日につき</td> <td align="center">32銭3厘</td> <td align="center">64銭8厘</td> <td align="center">1円29銭6厘</td> <td align="center">1円94銭3厘</td> <td align="center">64銭8厘</td> </tr> </table> <p>(3) 支払義務発生日 料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</p> <p>(4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものいたします。</p>	契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	1日につき	32銭3厘	64銭8厘	1円29銭6厘	1円94銭3厘	64銭8厘	<p>た平均燃料価格が <u>80,800円</u> を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものとし、<u>別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イ</u>によって算定された離島平均燃料価格が別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。この場合、基準単価および離島基準単価は、次のとおりいたします。</p> <p><u>イ 基準単価</u></p> <table border="1" data-bbox="1564 680 2463 865"> <tr> <td>契約電力</td> <td>0.5キロワット</td> <td>1キロワット</td> <td>2キロワット</td> <td>3キロワット</td> <td>3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに</td> </tr> <tr> <td>1日につき</td> <td align="center">28銭4厘</td> <td align="center">56銭8厘</td> <td align="center">1円13銭6厘</td> <td align="center">1円70銭4厘</td> <td align="center">56銭8厘</td> </tr> </table> <p><u>ロ 離島基準単価</u></p> <table border="1" data-bbox="1564 915 2463 1100"> <tr> <td>契約電力</td> <td>0.5キロワット</td> <td>1キロワット</td> <td>2キロワット</td> <td>3キロワット</td> <td>3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに</td> </tr> <tr> <td>1日につき</td> <td align="center">2厘</td> <td align="center">3厘</td> <td align="center">8厘</td> <td align="center">1銭1厘</td> <td align="center">3厘</td> </tr> </table> <p>(3) 支払義務発生日 <u>そのお客さまの属する検針区域の2024年1月の検針日の前日までに使用される電気に係る料金に限り</u>、料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、<u>契約使用開始日がお客さまの属する検針区域の2024年1月の検針日の前日までの日である場合に限り</u>、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</p> <p>(4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものいたします。</p> <p>4 料金の算定期間についての特別措置 <u>2024年1月の検針日 (定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。)の前日までに使用される電気に係る料金に限り、24 (料金の算定期間) (2)を、次のとおり読み替えて適用いたします。</u> <u>(2) 定額制供給の場合または附則6 (使用電力量の計量にかかわる取扱い) (7)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものいたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</u></p>	契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	1日につき	28銭4厘	56銭8厘	1円13銭6厘	1円70銭4厘	56銭8厘	契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	1日につき	2厘	3厘	8厘	1銭1厘	3厘
契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに																																
1日につき	32銭3厘	64銭8厘	1円29銭6厘	1円94銭3厘	64銭8厘																																
契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに																																
1日につき	28銭4厘	56銭8厘	1円13銭6厘	1円70銭4厘	56銭8厘																																
契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに																																
1日につき	2厘	3厘	8厘	1銭1厘	3厘																																

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)
	<p>5 使用電力量の算定の適用開始</p> <p><u>25 (使用電力量の算定) は, 2024年1月の検針日以降に使用される電気に適用するものとし, 2024年1月の検針日の前日までに使用される電気には, 附則6 (使用電力量の計量にかかわる取扱い) を適用いたします。</u></p>
	<p>6 使用電力量の計量にかかわる取扱い</p> <p><u>(1) 使用電力量の計量は, 電力量計の読みによるものとし, 料金の算定期間における使用電力量は, 次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き, 検針日における電力量計の読み(需給契約が消滅した場合は, 原則として消滅日における電力量計の読みといたします。)と前回の検針日における電力量計の読み(電気の供給を開始した場合は, 原則として開始日における電力量計の読みといたします。)の差引きにより算定(乗率を有する電力量計の場合は, 乗率倍するものといたします。)いたします。</u></p> <p><u>イ 23 (検針日) (2)の場合の使用電力量は, 前回の検針の結果によるものとし, 次回の検針の結果の1月平均値(月数による平均値といたします。)によって精算いたします。ただし, 26 (料金の算定) (1)イもしくはハまたは附則14 (料金の算定についての特別措置) により読み替えて適用される26 (料金の算定) (1)ロに該当する場合は, 次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流, 契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。</u></p> <p><u>ロ 23 (検針日) (4)の場合, 計量値を確認するときを除き, 需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし, 26 (料金の算定) (1)イもしくはハまたは附則14 (料金の算定についての特別措置) により読み替えて適用される26 (料金の算定) (1)ロに該当する場合は, 次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流, 契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。</u></p> <p><u>ハ 23 (検針日) (5)の場合の使用電力量は, 原則として, 前回の検針の結果の1月平均値によるものとし, 次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし, 26 (料金の算定) (1)イもしくはハまたは附則14 (料金の算定についての特別措置) により読み替えて適用される26 (料金の算定) (1)ロに該当する場合は, 次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流, 契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。</u></p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)
	<p>(2) 計量器の読みは、次によります。</p> <p><u>イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。</u></p> <p><u>ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。</u></p> <p><u>ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。</u></p> <p>(3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。</p> <p>(4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。</p> <p>(6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(7) 従量制供給のお客さまについて、当該一般送配電事業者等が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。</p>
	<p>7 日割計算についての特別措置</p> <p><u>2024年1月の検針日（定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。）の前日までに使用される電気に係る料金に限り、27（日割計算）を、次のとおり読み替えて適用いたします。</u></p> <p><u>また、2024年1月の検針日から2025年3月31日までの期間に使用される電気に係る料金に限り、27（日割計算）にかかわらず、27（日割計算）にあわせて次の(3)を適用いたします。</u></p> <p>(1) 当社は、26（料金の算定）(1)イもしくはハまたは附則14（料金の算定についての特別措置）により読み替えて適用される26（料金の算定）(1)ロの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p><u>イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。</u></p> <p><u>ロ 電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて次により算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表7（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。</u></p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)
	<p>(イ) <u>26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合</u> <u>料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</u></p> <p>(ロ) <u>附則 14 (料金の算定についての特別措置) により読み替えて適用される 26 (料金の算定) (1)ロの場合</u> <u>料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。</u></p> <p><u>ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</u></p> <p>(2) <u>26 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。</u> <u>また、附則 14 (料金の算定についての特別措置) により読み替えて適用される 26 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</u></p> <p>(3) <u>力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表 7 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。</u></p> <p>(4) <u>当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。</u></p>
	<p>8 支払義務および支払期日についての特別措置</p> <p><u>2024年1月の検針日 (定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。) の前日までに使用される電気に係る料金に限り、28 (料金の支払義務および支払期日) (1)および(3)を、次のとおり読み替えて適用いたします。</u></p> <p>(1) <u>お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。</u></p> <p><u>イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23 (検針日) (4) の場合の料金または附則 6 (使用電力量の計量にかかわる取扱い) (1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、附則 6 (使用電力量の計量にかかわる取扱い) (6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。</u></p> <p><u>なお、附則 6 (使用電力量の計量にかかわる取扱い) (7)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日といたします。</u></p> <p><u>ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</u></p> <p><u>ハ 30 (料金その他の支払方法) (6)の場合は、当該支払期に属する最終月の</u></p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)
	<p><u>イまたはロによる日といたします。</u></p> <p><u>ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に当該一般送配電事業者等から検針の結果を確認した場合は、その日といたします。</u></p> <p><u>(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。</u></p> <p><u>なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。</u></p>
	<p>9 料金等のお知らせおよび請求の適用開始</p> <p><u>29 (料金等のお知らせおよび請求) は、2024年1月の検針日(定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。)以降に使用される電気に係る料金に適用するものとし、2024年1月の検針日の前日までに使用される電気に係る料金には、適用いたしません。</u></p>
	<p>10 日割計算の基本算式についての特別措置</p> <p><u>2024年1月の検針日(定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。)の前日までの電気の使用に係る料金に限り、別表7(日割計算の基本算式)(3)を、次のとおり読み替えて適用いたします。</u></p> <p><u>(3) 定額制供給の場合または附則6(使用電力量の計量にかかわる取扱い)(7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</u></p>
	<p>11 低圧電力のお客さまについての特別措置</p> <p><u>2025年3月31日までに使用される電気に係る料金に限り、19(低圧電力)(5)を、次のとおり読み替えて適用いたします。</u></p> <p>(5) 料 金</p> <p><u>料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場</u></p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)				
	<p>合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。</p> <p><u>イ 基本料金</u></p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1567 1039 2463 1087"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td align="right">1,343円10銭</td> </tr> </table> <p><u>ロ 電力量料金</u></p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1567 1180 2463 1228"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td align="right">28円93銭</td> </tr> </table> <p><u>ハ 力率割引および割増し</u></p> <p>電気機器の力率をそれぞれの入力によってニにより加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合((4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。</p> <p>なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p><u>ニ 加重平均力率の算定</u></p> <p>加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。</p>	契約電力1キロワットにつき	1,343円10銭	1キロワット時につき	28円93銭
契約電力1キロワットにつき	1,343円10銭				
1キロワット時につき	28円93銭				

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)
	<p align="center"><u>加重平均力率 (パーセント)</u></p> $= \frac{\frac{100 \text{ パーセント}}{\text{電熱器 総容量}} \times \left(\frac{90 \text{ パーセント}}{\text{力率90パーセントの 機器 総容量}} \right) + \frac{80 \text{ パーセント}}{\text{力率80パーセントの 機器 総容量}}}{\text{機器 総容量}}$ <p><u>ホ その他</u></p> <p>時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。 この場合の力率は、85パーセントとみなします。</p>
	<p>12 臨時電力のお客さまについての特別措置</p> <p><u>2025年3月31日までに使用される電気に係る料金に限り、20(臨時電力)(3)を、次のとおり読み替えて適用いたします。</u></p> <p><u>ロ 従量制供給の場合</u></p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、附則11(低圧電力のお客さまについての特別措置)により読み替えて適用される19(低圧電力)(5)ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p><u>(イ) 基本料金</u></p> <p>基本料金は、1月につき附則11(低圧電力のお客さまについての特別措置)により読み替えて適用される19(低圧電力)(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、附則11(低圧電力のお客さまについての特別措置)により読み替えて適用される19(低圧電力)(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)		
	<p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1567 275 2463 323"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>34円72銭</td> </tr> </table>	1キロワット時につき	34円72銭
1キロワット時につき	34円72銭		
	<p>13 農事用電力のお客さまについての特別措置</p> <p>2025年3月31日までに使用される電気に係る料金に限り、21（農事用電力）(3)を、次のとおり読み替えて適用いたします。</p> <p>(3) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、附則11（低圧電力のお客さまについての特別措置）により読み替えて適用される19（低圧電力）(5)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。</p> <p>なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1567 1724 2463 1772"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td>782円10銭</td> </tr> </table> <p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>	契約電力1キロワットにつき	782円10銭
契約電力1キロワットにつき	782円10銭		

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)	
	1キロワット時につき	26円28銭
	<p>14 料金の算定についての特別措置</p> <p><u>2025年3月31日までの電気の使用に係る料金に限り、26(料金の算定)(1)ロを、次のとおり読み替えて適用いたします。</u></p> <p><u>ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合</u></p>	
	<p>15 使用の制限または中止の適用開始</p> <p><u>40(使用の制限または中止)は、2025年4月1日以降に使用される電気に適用するものとし、2025年3月31日までに使用される電気には、附則16(制限または中止の料金割引にかかわる取扱い)を適用いたします。</u></p>	
	<p>16 制限または中止の料金割引にかかわる取扱い</p> <p><u>(1) 当社は、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等がお客さま(定額電灯、従量電灯および低圧電力のお客さまに限り)の電気の使用を制限し、または中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。</u></p> <p><u>イ 割引の対象</u></p> <p><u>定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金(力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。)といたします。ただし、26(料金の算定)(1)イもしくはハまたは附則14(料金の算定についての特別措置)により読み替えて適用される26(料金の算定)(1)ロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。</u></p> <p><u>ロ 割引率</u></p> <p><u>1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。</u></p> <p><u>ハ 制限または中止延べ日数の計算</u></p> <p><u>延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。</u></p> <p><u>(2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のた</u></p>	

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)
	<p><u>めの工事の必要上当該一般送配電事業者等がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。</u></p> <p><u>(3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。</u></p>
<p>5 この供給約款の実施にともなう切替措置</p> <p>この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。</p>	<p>17 この供給約款の実施にともなう切替措置</p> <p><u>(1) この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および附則7（日割計算についての特別措置）により読み替えて適用される</u>27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。</p> <p><u>(2) この供給約款実施の際現に旧供給約款の適用を受けている場合、契約期間の終期は、臨時電灯および臨時電力またはお客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合を除き、この供給約款の実施期日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日といたします。</u></p>
<p align="center">別 表</p> <p>1 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、<u>電気事業者による</u>再生可能エネルギー電気の<u>調達</u>に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および<u>回避可能費用</u>単価等を定める告示により定めます。</p> <p>なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を<u>あらかじめ当社の事務所に掲示</u>いたします。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用</p> <p>イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期</p>	<p align="center">別 表</p> <p>1 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の<u>利用の促進</u>に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および<u>インバランスリスク</u>単価等を定める告示により定めます。</p> <p>なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を<u>電磁的方法等により</u>お知らせいたします。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用</p> <p>イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)
<p>間は、イに準ずるものいたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の当日の前日までの期間、または各月の当日から翌月の当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、当日といたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。</p> <p>なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(イ) 定額制供給の場合</p> <p>a 定額電灯および公衆街路灯A</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。</p> <p>b 臨時電灯Aおよび臨時電力</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。</p> <p>(ロ) 従量制供給の場合</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出たときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定す</p>	<p>間は、イに準ずるものいたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。</p> <p>なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(イ) 定額制供給の場合</p> <p>a 定額電灯および公衆街路灯A</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。</p> <p>b 臨時電灯Aおよび臨時電力</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。</p> <p>(ロ) 従量制供給の場合</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出たときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定す</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

<p align="center">特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)</p>	<p align="center">特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)</p>
<p>る政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものいたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものいたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたしません。</p>	<p>る政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものいたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものいたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</p>
<p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p>$\alpha = 0.4699$</p> <p>$\beta = 0.7879$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1</p>	<p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p><u>B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</u></p> <p><u>C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</u></p> <p><u>$\alpha = 0.1874$</u></p> <p><u>$\beta = 0.0899$</u></p> <p><u>$\gamma = 1.0036$</u></p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、<u>1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</u>および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)																																								
<p>位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200円 を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{37,200円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200円 を上回り、かつ、 55,800円 以下の場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{37,200円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 55,800円 を上回る場合 平均燃料価格は、55,800円 といたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{55,800円} - \text{37,200円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th> <th>燃料費調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から3月31日までの期間</td> <td>その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年2月1日から4月30日までの期間</td> <td>その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年3月1日から5月31日までの期間</td> <td>その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年4月1日から6月30日までの期間</td> <td>その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年5月1日から7月31日までの期間</td> <td>その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年6月1日から8月31日までの期間</td> <td>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td> <td>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年8月1日から10月31日までの期間</td> <td>その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年9月1日から11月30日までの期間</td> <td>翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間	<p>位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>80,800円</u> を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{80,800円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>80,800円</u> を上回り、かつ、 <u>121,200円</u> 以下の場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{80,800円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>121,200円</u> を上回る場合 平均燃料価格は、<u>121,200円</u> といたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{121,200円} - \text{80,800円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th> <th>燃料費調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から3月31日までの期間</td> <td>その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年2月1日から4月30日までの期間</td> <td>その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年3月1日から5月31日までの期間</td> <td>その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年4月1日から6月30日までの期間</td> <td>その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年5月1日から7月31日までの期間</td> <td>その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年6月1日から8月31日までの期間</td> <td>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td> <td>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年8月1日から10月31日までの期間</td> <td>その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年9月1日から11月30日までの期間</td> <td>翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																								
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間																																								
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間																																								
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間																																								
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間																																								
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																																								
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																																								
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																																								
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間																																								
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間																																								
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																								
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間																																								
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間																																								
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間																																								
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間																																								
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																																								
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																																								
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																																								
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間																																								
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間																																								

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)			特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)		
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間		毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間	
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間		毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間	
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間		毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間	
<p>(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。</p> <p>ニ 燃料費調整額</p> <p>(イ) 定額制供給の場合</p> <p>a 定額電灯および公衆街路灯A 燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。</p> <p>b 臨時電灯Aおよび臨時電力 燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。</p> <p>(ロ) 従量制供給の場合 燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p> <p>(2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。</p> <p>イ 定額制供給の場合</p> <p>(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。</p>			<p>(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</p> <p>ニ 燃料費調整額</p> <p>(イ) 定額制供給の場合</p> <p>a 定額電灯および公衆街路灯A 燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。</p> <p>b 臨時電灯Aおよび臨時電力 燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。</p> <p>(ロ) 従量制供給の場合 燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p> <p>(2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。</p> <p>イ 定額制供給の場合</p> <p>(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。</p>		
電	10ワットまでの1灯につき	76銭5厘	電	10ワットまでの1灯につき	67銭1厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円52銭9厘		10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円34銭2厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円05銭9厘		20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円68銭3厘

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)			特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)		
灯	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円58銭8厘	灯	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円02銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7円64銭7厘		60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円70銭8厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3円82銭4厘		100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3円35銭4厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円28銭5厘	小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円00銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円56銭8厘		50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円00銭7厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2円28銭5厘		100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2円00銭3厘
(ロ) 臨時電灯A 基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。			(ロ) 臨時電灯A 基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合		6銭2厘	総容量が50ボルトアンペアまでの場合		5銭4厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合		12銭3厘	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合		10銭8厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに		12銭3厘	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに		10銭8厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合		1円23銭3厘	総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合		1円08銭1厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに		1円23銭3厘	総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに		1円08銭1厘
(ハ) 臨時電力 基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。			(ハ) 臨時電力 基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。		
契約電力1キロワット1日につき		1円29銭6厘	契約電力1キロワット1日につき		1円13銭6厘
(ロ) 従量制供給の場合 基準単価は、次のとおりといたします。			(ロ) 従量制供給の場合 基準単価は、次のとおりといたします。		
1キロワット時につき		19銭7厘	1キロワット時につき		17銭3厘
(3) 燃料費調整単価等の 揭示 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を 当社の事務所に揭示 いたします。			(3) 燃料費調整単価等の お知らせ 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、 <u>1トン当たりの平均液化天然ガス価格</u> 、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を 電磁的方法等によりお知らせ いたします。		
			3 離島ユニバーサルサービス調整 (1) <u>離島ユニバーサルサービス調整額の算定</u>		

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)
	<p><u>イ 離島平均燃料価格</u> <u>原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</u> <u>なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</u> <u>離島平均燃料価格 = A × α</u> <u>A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</u> <u>α = 1.0000</u> <u>なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</u></p> <p><u>ロ 離島基準燃料価格</u> <u>原油換算値 1 キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、79,300 円といたします。</u></p> <p><u>ハ 離島調整上限燃料価格</u> <u>原油換算値 1 キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、119,000 円といたします。</u></p> <p><u>ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価</u> <u>離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</u> <u>なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</u></p> <p><u>(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合</u> <u>離島ユニバーサルサービス調整単価</u> <u>= (離島基準燃料価格 - 離島平均燃料価格) × $\frac{(2)の離島基準単価}{1,000}$</u></p> <p><u>(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ、離島調整上限燃料価格以下の場合</u> <u>離島ユニバーサルサービス調整単価</u> <u>= (離島平均燃料価格 - 離島基準燃料価格) × $\frac{(2)の離島基準単価}{1,000}$</u></p> <p><u>(ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合</u> <u>離島平均燃料価格は、離島調整上限燃料価格といたします。</u></p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)																										
	<p>離島ユニバーサルサービス調整単価</p> $= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ <p>ホ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用</p> <p>各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。</p>																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>離島平均燃料価格算定期間</th> <th>離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から3月31日までの期間</td> <td>その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年2月1日から4月30日までの期間</td> <td>その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年3月1日から5月31日までの期間</td> <td>その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年4月1日から6月30日までの期間</td> <td>その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年5月1日から7月31日までの期間</td> <td>その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年6月1日から8月31日までの期間</td> <td>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td> <td>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年8月1日から10月31日までの期間</td> <td>その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年9月1日から11月30日までの期間</td> <td>翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年10月1日から12月31日までの期間</td> <td>翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td> <td>翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)</td> <td>翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間																										
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間																										
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間																										
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間																										
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間																										
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																										
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																										
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																										
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間																										
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間																										
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間																										
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間																										
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間																										
	<p>(ロ) 定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間とする。</p>																										

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)																			
	<p>ニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。 <u>この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</u></p> <p>へ 離島ユニバーサルサービス調整額</p> <p>(イ) 定額制供給の場合</p> <p>a 定額電灯および公衆街路灯A</p> <p><u>離島ユニバーサルサービス調整額は、ニによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。</u></p> <p>b 臨時電灯Aおよび臨時電力</p> <p><u>離島ユニバーサルサービス調整額は、ニによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。</u></p> <p>(ロ) 従量制供給の場合</p> <p><u>離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、最低料金適用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。</u></p> <p>(2) 離島基準単価</p> <p><u>離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。</u></p> <p>イ 定額制供給の場合</p> <p>(イ) 定額電灯および公衆街路灯A</p> <p><u>離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。</u></p> <table border="1" data-bbox="1567 1444 2463 1858"> <tr> <td rowspan="2">電</td> <td>10ワットまでの1灯につき</td> <td>4厘</td> </tr> <tr> <td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td> <td>9厘</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">灯</td> <td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td> <td>1銭8厘</td> </tr> <tr> <td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td> <td>2銭5厘</td> </tr> <tr> <td>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td> <td>4銭3厘</td> </tr> <tr> <td>100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに</td> <td>2銭1厘</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型機</td> <td>50ボルトアンペアまでの1機器につき</td> <td>1銭3厘</td> </tr> <tr> <td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき</td> <td>2銭5厘</td> </tr> </table>	電	10ワットまでの1灯につき	4厘	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	9厘	灯	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1銭8厘	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	2銭5厘	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	4銭3厘	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	2銭1厘	小型機	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1銭3厘	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	2銭5厘
電	10ワットまでの1灯につき		4厘																	
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	9厘																		
灯	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1銭8厘																		
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	2銭5厘																		
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	4銭3厘																		
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	2銭1厘																		
小型機	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1銭3厘																		
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	2銭5厘																		

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)																	
	<table border="1"> <tr> <td>器</td> <td>100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに</td> <td align="right">1銭3厘</td> </tr> </table> <p>(ロ) 臨時電灯A 離島基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>総容量が50ボルトアンペアまでの場合</td> <td align="right">0厘</td> </tr> <tr> <td>総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合</td> <td align="right">1厘</td> </tr> <tr> <td>総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに</td> <td align="right">1厘</td> </tr> <tr> <td>総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合</td> <td align="right">7厘</td> </tr> <tr> <td>総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに</td> <td align="right">7厘</td> </tr> </table> <p>(ハ) 臨時電力 離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>契約電力1キロワット1日につき</td> <td align="right">8厘</td> </tr> </table> <p>ロ 従量制供給の場合 離島基準単価は、次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td align="right">1厘</td> </tr> </table> <p>(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を電磁的方法等によりお知らせいたします。</p>	器	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1銭3厘	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0厘	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1厘	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1厘	総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	7厘	総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	7厘	契約電力1キロワット1日につき	8厘	1キロワット時につき	1厘
器	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1銭3厘																
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0厘																	
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1厘																	
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1厘																	
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	7厘																	
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	7厘																	
契約電力1キロワット1日につき	8厘																	
1キロワット時につき	1厘																	
<p>3 契約負荷設備の総容量の算定</p> <p>(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。</p> <p>イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。</p> <p>ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合 電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。</p>	<p>4 契約負荷設備の総容量の算定</p> <p>(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。</p> <p>イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。</p> <p>ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合 電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。</p>																	

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)																																																																																																																
<p>(イ) 住宅, アパート, 寮, 病院, 学校, 寺院およびこれに準ずるもの。 1 差込口につき 50 ボルトアンペア</p> <p>(ロ) (イ)以外の場合 1 差込口につき 100 ボルトアンペア</p> <p>(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は, 同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき, 契約負荷設備の総容量(入力)を算定いたします。</p>	<p>(イ) 住宅, アパート, 寮, 病院, 学校, 寺院およびこれに準ずるもの。 1 差込口につき 50 ボルトアンペア</p> <p>(ロ) (イ)以外の場合 1 差込口につき 100 ボルトアンペア</p> <p>(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は, 同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき, 契約負荷設備の総容量(入力)を算定いたします。</p>																																																																																																																
<p>4 負荷設備の入力換算容量</p> <p>(1) 照明用電気機器 照明用電気機器の換算容量は, 次のイ, ロ, ハおよびニによります。</p> <p>イ けい光灯</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">換 算 容 量</th> </tr> <tr> <th>入力 (ボルトアンペア)</th> <th>入力 (ワット)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高 力 率 型</td> <td>管灯の定格消費電力 (ワット) ×150 パーセント</td> <td rowspan="2">管灯の定格消費電力 (ワット) ×125 パーセント</td> </tr> <tr> <td>低 力 率 型</td> <td>管灯の定格消費電力 (ワット) ×200 パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ ネオン管灯</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">2 次 電 圧 (ボルト)</th> <th colspan="3">換 算 容 量</th> </tr> <tr> <th colspan="2">入力 (ボルトアンペア)</th> <th rowspan="2">入力 (ワット)</th> </tr> <tr> <th>高 力 率 型</th> <th>低 力 率 型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000</td> <td>30</td> <td>80</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>6,000</td> <td>60</td> <td>150</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>9,000</td> <td>100</td> <td>220</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>12,000</td> <td>140</td> <td>300</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>15,000</td> <td>180</td> <td>350</td> <td>180</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ スリムラインランプ</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">管の長さ (ミリメートル)</th> <th colspan="2">換 算 容 量</th> </tr> <tr> <th>入力 (ボルトアンペア)</th> <th>入力 (ワット)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>999 以下</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>1,149 "</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>1,556 "</td> <td>70</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>1,759 "</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>		換 算 容 量		入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)	高 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) ×125 パーセント	低 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×200 パーセント	2 次 電 圧 (ボルト)	換 算 容 量			入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)	高 力 率 型	低 力 率 型	3,000	30	80	30	6,000	60	150	60	9,000	100	220	100	12,000	140	300	140	15,000	180	350	180	管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量		入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)	999 以下	40	40	1,149 "	60	60	1,556 "	70	70	1,759 "	80	80	<p>5 負荷設備の入力換算容量</p> <p>(1) 照明用電気機器 照明用電気機器の換算容量は, 次のイ, ロ, ハおよびニによります。</p> <p>イ けい光灯</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">換 算 容 量</th> </tr> <tr> <th>入力 (ボルトアンペア)</th> <th>入力 (ワット)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高 力 率 型</td> <td>管灯の定格消費電力 (ワット) ×150 パーセント</td> <td rowspan="2">管灯の定格消費電力 (ワット) ×125 パーセント</td> </tr> <tr> <td>低 力 率 型</td> <td>管灯の定格消費電力 (ワット) ×200 パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ ネオン管灯</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">2 次 電 圧 (ボルト)</th> <th colspan="3">換 算 容 量</th> </tr> <tr> <th colspan="2">入力 (ボルトアンペア)</th> <th rowspan="2">入力 (ワット)</th> </tr> <tr> <th>高 力 率 型</th> <th>低 力 率 型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000</td> <td>30</td> <td>80</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>6,000</td> <td>60</td> <td>150</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>9,000</td> <td>100</td> <td>220</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>12,000</td> <td>140</td> <td>300</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>15,000</td> <td>180</td> <td>350</td> <td>180</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ スリムラインランプ</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">管の長さ (ミリメートル)</th> <th colspan="2">換 算 容 量</th> </tr> <tr> <th>入力 (ボルトアンペア)</th> <th>入力 (ワット)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>999 以下</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>1,149 "</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>1,556 "</td> <td>70</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>1,759 "</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>		換 算 容 量		入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)	高 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) ×125 パーセント	低 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×200 パーセント	2 次 電 圧 (ボルト)	換 算 容 量			入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)	高 力 率 型	低 力 率 型	3,000	30	80	30	6,000	60	150	60	9,000	100	220	100	12,000	140	300	140	15,000	180	350	180	管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量		入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)	999 以下	40	40	1,149 "	60	60	1,556 "	70	70	1,759 "	80	80
		換 算 容 量																																																																																																															
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)																																																																																																															
高 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) ×125 パーセント																																																																																																															
低 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×200 パーセント																																																																																																																
2 次 電 圧 (ボルト)	換 算 容 量																																																																																																																
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)																																																																																																														
	高 力 率 型	低 力 率 型																																																																																																															
3,000	30	80	30																																																																																																														
6,000	60	150	60																																																																																																														
9,000	100	220	100																																																																																																														
12,000	140	300	140																																																																																																														
15,000	180	350	180																																																																																																														
管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量																																																																																																																
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)																																																																																																															
999 以下	40	40																																																																																																															
1,149 "	60	60																																																																																																															
1,556 "	70	70																																																																																																															
1,759 "	80	80																																																																																																															
	換 算 容 量																																																																																																																
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)																																																																																																															
高 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) ×125 パーセント																																																																																																															
低 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×200 パーセント																																																																																																																
2 次 電 圧 (ボルト)	換 算 容 量																																																																																																																
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)																																																																																																														
	高 力 率 型	低 力 率 型																																																																																																															
3,000	30	80	30																																																																																																														
6,000	60	150	60																																																																																																														
9,000	100	220	100																																																																																																														
12,000	140	300	140																																																																																																														
15,000	180	350	180																																																																																																														
管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量																																																																																																																
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)																																																																																																															
999 以下	40	40																																																																																																															
1,149 "	60	60																																																																																																															
1,556 "	70	70																																																																																																															
1,759 "	80	80																																																																																																															

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)				特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)			
2,368 "		100	100	2,368 "		100	100
ニ 水銀灯				ニ 水銀灯			
出力 (ワット)	換算容量			出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)		入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型			高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50	40 以下	60	130	50
60 "	80	170	70	60 "	80	170	70
80 "	100	190	90	80 "	100	190	90
100 "	150	200	130	100 "	150	200	130
125 "	160	290	145	125 "	160	290	145
200 "	250	400	230	200 "	250	400	230
250 "	300	500	270	250 "	300	500	270
300 "	350	550	325	300 "	350	550	325
400 "	500	750	435	400 "	500	750	435
700 "	800	1,200	735	700 "	800	1,200	735
1,000 "	1,200	1,750	1,005	1,000 "	1,200	1,750	1,005
(2) 誘導電動機				(2) 誘導電動機			
イ 単相誘導電動機				イ 単相誘導電動機			
(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。				(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。			
(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。				(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。			
出力 (ワット)	換算容量			出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)		入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型			高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力 (ワット) × 133.0 パーセント	35 以下	—	160	出力 (ワット) × 133.0 パーセント
45 "	—	180		45 "	—	180	
65 "	—	230		65 "	—	230	

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)				特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)			
100 "	250	350		100 "	250	350	
200 "	400	550		200 "	400	550	
400 "	600	850		400 "	600	850	
550 "	900	1,200		550 "	900	1,200	
750 "	1,000	1,400		750 "	1,000	1,400	
ロ 3相誘導電動機				ロ 3相誘導電動機			
換算容量 (入力 [キロワット])				換算容量 (入力 [キロワット])			
出力 (馬力) × 93.3 パーセント				出力 (馬力) × 93.3 パーセント			
出力 (キロワット) × 125.0 パーセント				出力 (キロワット) × 125.0 パーセント			
(3) レントゲン装置				(3) レントゲン装置			
レントゲン装置の換算容量は、次によります。				レントゲン装置の換算容量は、次によります。			
なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。				なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。			
装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格 管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)	装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格 管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。	治療用装置			定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1	95キロボルトピーク以下
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5	
		30 " 50 "	2		30 " 50 "	2	
		50 " 100 "	3		50 " 100 "	3	
		100 " 200 "	4		100 " 200 "	4	
		200 " 300 "	5		200 " 300 "	5	
		300 " 500 "	7.5		300 " 500 "	7.5	
		500 " 1,000 "	10		500 " 1,000 "	10	
	95キロボルトピーク超過	200ミリアンペア以下	5	95キロボルトピーク超過	200ミリアンペア以下	5	95キロボルトピーク超過
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6	
		300 " 500 "	8		300 " 500 "	8	
		500 " 1,000 "	13.5		500 " 1,000 "	13.5	
		100キロボルトピーク以下	8		100キロボルトピーク以下	8	
		500 " 1,000 "	13.5		100キロボルトピーク以下	13.5	
100キロボルトピーク超過	500ミリアンペア以下	9.5	100キロボルトピーク超過	500ミリアンペア以下	9.5		

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)				特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)			
	125キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16		125キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過	500 ミリアンペア以下	11		125キロボルトピーク超過	500 ミリアンペア以下	11
	150キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5		150キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1	蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド //		2		0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド //		2
	1.5 マイクロファラッド // 3 マイクロファラッド //		3		1.5 マイクロファラッド // 3 マイクロファラッド //		3
<p>(4) 電気溶接機</p> <p>電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合 入力（キロワット）＝ 最大定格1次入力（キロボルトアンペア） ×70 パーセント</p> <p>ロ イ以外の場合 入力（キロワット）＝ 実測した1次入力（キロボルトアンペア） ×70 パーセント</p> <p>(5) その他</p> <p>イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。</p> <p>ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。</p> <p>ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。</p>				<p>(4) 電気溶接機</p> <p>電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合 入力（キロワット）＝ 最大定格1次入力（キロボルトアンペア） ×70 パーセント</p> <p>ロ イ以外の場合 入力（キロワット）＝ 実測した1次入力（キロボルトアンペア） ×70 パーセント</p> <p>(5) その他</p> <p>イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。</p> <p>ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。</p> <p>ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。</p>			
<p>5—加重平均力率の算定</p> <p>加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。</p> $\text{加重平均力率 (パーセント)} = \frac{100 \text{ パーセント} \times \left(\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right) + 90 \text{ パーセント} \times \left(\frac{\text{力率90パーセントの機器}}{\text{機器総容量}} \right) + 80 \text{ パーセント} \times \left(\frac{\text{力率80パーセントの機器}}{\text{機器総容量}} \right)}{\text{機器総容量}}$							
<p>6 契約容量および契約電力の算定方法</p> <p>16（従量電灯）(3)ニ(ロ)または19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。</p> <p>(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは</p>				<p>6 契約容量および契約電力の算定方法</p> <p>16（従量電灯）(3)ニ(ロ)または19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。</p> <p>(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは</p>			

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)
<p>は 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$ <p>なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。</p> <p>(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$	<p>は 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$ <p>なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。</p> <p>(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$
<p>7 日割計算の基本算式</p> <p>(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 基本料金, 最低料金, 最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合</p> $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>ただし、26 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、</p> $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$ <p>ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合</p> <p>(イ) 従量電灯 A</p> $\text{最低料金適用電力量} = 9 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) 従量電灯 B および従量電灯 C</p> $\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> $\text{第 2 段階料金適用電力量} = 160 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p>	<p>7 日割計算の基本算式</p> <p>(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 基本料金, 最低料金, 最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合</p> $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>ただし、26 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、</p> $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$ <p>ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合</p> <p>(イ) 従量電灯 A</p> $\text{最低料金適用電力量} = 9 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) 従量電灯 B および従量電灯 C</p> $\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> $\text{第 2 段階料金適用電力量} = 160 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)	特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)
<p>(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(ニ) 26 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の</p> $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$ <p>ハ 日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定する場合</p> <p>(イ) 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p>(ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。</p> <p>(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。</p> <p>(3) 定額制供給の場合または25 (使用電力量の計量) (7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</p> <p>(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合</p>	<p>(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(ニ) 26 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の</p> $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$ <p>(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。</p> <p>(3) 定額制供給の場合または25 (使用電力量の算定) (4)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</p> <p>(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合</p>

特定小売供給約款 新旧対比表

<p align="center">特定小売供給約款 (令和2年10月1日実施)</p>	<p align="center">特定小売供給約款 (2023年6月1日実施)</p>
<p>そのお客様の属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。</p> <p>(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。</p>	<p>そのお客様の属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。</p> <p>(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。</p>

2 みなし小売電気事業者特定小売供給約款
料金算定規則様式第1から第8までにより
作成した書類

様式第1 (第3条、第4条、第5条、第34条、第37条関係)

第1表

営業費総括表

(単位：千円)

項目	金額	備考
役員給与	727,935	
給料手当	49,422,218	平均経費人員：2,487(人)
給料手当振替額(貸方)	▲259,900	平均基準賃金：406,108(円/月)
退職給与金	5,422,320	
厚生費	9,974,933	
委託検針費	—	
委託集金費	—	
雑給	1,546,509	
燃料費	962,560,919	
使用済燃料再処理等拠出金発電費	—	
廃棄物処理費	23,083,410	
特定放射性廃棄物処分費	—	
消耗品費	2,580,337	
修繕費	105,623,652	
水利使用料	3,410,687	
補償費	3,188,086	
賃借料	9,469,938	
委託費	88,559,246	
損害保険料	1,034,877	
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	17,487	
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	20,417,280	
普及開発関係費	520,156	
養成費	1,075,068	
研究費	4,255,823	
諸費	26,304,378	
	<—>	
	<1,182,801>	
貸倒損	1,547,436	
固定資産税	19,625,197	
雑税	4,133,242	
減価償却費	104,129,812	
固定資産除却費	16,024,465	
原子力発電施設解体費	14,551,867	
共有設備費等分担額	683,034	
共有設備費等分担額(貸方)	▲41,464	
他社購入電源費	592,163,963 (107,722,888)	他社購入電力量：27,673(10 ⁶ kWh)
非化石証書購入費	4,964,802	
建設分担関連費振替額(貸方)	▲129,645	
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲69,675	
原子力廃止関連仮勘定償却費	—	
電源開発促進税	—	
事業税	18,216,489	
開発費	—	
開発費償却	—	
電力費振替勘定(貸方)	▲74,370	
株式交付費	—	
株式交付費償却	—	
社債発行費	1,120,265	
社債発行費償却	—	
法人税等	8,824,776	
合計	2,104,605,553	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 給料手当の平均経費人員(人)及び平均基準賃金(円/月)を、備考欄に記載すること。
- 他社購入電源費の購入電力量(10⁶kWh)を、備考欄に記載すること。
- 諸費の上段<>内には寄付金に係る費用を、下段<>内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 他社購入電源費の()内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

〔主な項目の内訳〕

(1) 燃料費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
火力燃料費	石炭費	665,066,530	
	燃料油費	152,299,698	
	ガス費	139,984,218	
	その他	5,210,473	
	小 計	962,560,919	
核燃料費	核燃料減損額及び核燃料減損修正損 (又は核燃料減損修正益(貸方))	—	
	濃縮関連費	—	
	小 計	—	
新エネルギー等燃料費		—	
合 計		962,560,919	
火力燃料重油換算消費量 (10 ³ k1)		10,787	
火力燃料重油換算単価 (円/k1)		89,231	
火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		50,546	
火力燃料kWh当たり単価 (発電端 円/kWh)		19.04	
原子力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		—	
核燃料kWh当たり単価 (発電端 円/kWh)		—	
新エネルギー等燃料重油換算消費量 (10 ³ k1)		—	
新エネルギー等燃料重油換算単価 (円/k1)		—	
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		—	
新エネルギー等燃料kWh当たり単価 (発電端 円/kWh)		—	

(参考) 主要燃料消費数量、消費価格

項 目		数量・価格	備 考
消費数量	石炭 (10 ³ t)	12,646	
	重油 (10 ³ k1)	1,603	
	原油 (10 ³ k1)	—	
	LNG (10 ³ t)	1,059	
平均消費価格	石炭 (円/t)	52,589	
	重油 (円/k1)	95,033	
	原油 (円/k1)	—	
	LNG (円/t)	132,223	

(2) 修繕費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
普通修繕費		105,623,652	
取替修繕費		—	
合 計		105,623,652	

(3) 減価償却費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
水力発電設備		23,810,661	
火力発電設備		48,441,896	
原子力発電設備		22,824,955	
新エネルギー等発電設備		801,913	
送電設備		—	
変電設備		—	
配電設備		—	
業務設備		8,250,387	
合 計		104,129,812	

第3表

事業報酬総括表

(単位：千円)

項目		金額 (第4条第3項第1号関係)	金額 (第4条第3項第2号関係)	金額 (第4条第3項第3号のうち事業者のレートベースの額)	備考	
レートベース	特定固定資産	3,294,781,003	/	1,379,217,796		
	建設中の資産	316,869,772		262,938,169		
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定	78,554,766		78,554,766		
	核燃料資産	334,109,256		334,109,256		
	特定投資	77,665,779		69,812,640		
	運転資本	営業資本		242,605,295		192,068,171
		貯蔵品		130,370,010		120,210,450
		小計		372,975,305		312,278,621
	繰延償却資産	-		-		-
	(A) : レートベースの額の合計額			① 4,474,955,881		② 2,038,044,633
(B) : 報酬率 (%)		2.76	1.5	電気事業報酬額※	※ (④-⑤) × (③	
(C) : (A) × (B)		④ 123,508,782	⑤ 30,570,669	92,938,113	÷ (①-②))	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

第4条第3項第2号関係の金額については、直近の託送供給等約款の認可又は届出に当たり、算定省令第9条第2項又は旧託送料金算定規則第5条第2項の規定により算定されたレートベースの額の合計額、報酬率及び電気事業報酬の額を、それぞれ(A)、(B)、(C)に記載すること。

第4表

控除収益総括表

(単位：千円)

項目	金額	備考
他社販売電源料	356,917,521	他社販売電力量：10,104 (10 ⁶ kWh)
託送収益	— (—)	
電気事業雑収益	34,413,538	
預金利息	3,342	
賠償負担金相当収益	3,752,238	
廃炉円滑化負担金相当収益	—	
合計	395,086,639	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 他社販売電源料の販売電力量 (10⁶kWh) を、備考欄に記載すること。
- 2 託送収益の () 内には、電源線に係る収益を内数として記載すること。

- 注
- 1 該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。
 - 2 記載すべき金額は千円単位をもって表示することができる。ただし、営業費、事業報酬及び控除収益の合計額が千億円を超える事業者は、「千円」を「百万円」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。
 - 3 火力に係るものは、汽力及び内燃力に係るものをいう。

様式第2（第3条、第4条、第5条関係）

第1表

営業費明細表

（単位：千円）

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
役員給与	242,645	242,645	242,645	727,935	
給料手当	16,639,780	16,451,905	16,330,533	49,422,218	
給料手当振替額（貸方）	▲87,585	▲86,626	▲85,689	▲259,900	
退職給与金	1,989,006	1,857,628	1,575,686	5,422,320	
厚生費	3,369,748	3,323,330	3,281,855	9,974,933	
委託検針費	—	—	—	—	
委託集金費	—	—	—	—	
雑給	549,830	498,601	498,078	1,546,509	
燃料費	333,778,443	313,597,982	315,184,494	962,560,919	
使用済燃料再処理等抛出金発電費	—	—	—	—	
廃棄物処理費	8,090,090	7,607,745	7,385,575	23,083,410	
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—	
消耗品費	900,550	840,058	839,729	2,580,337	
修繕費	31,110,227	34,363,715	40,149,710	105,623,652	
水利使用料	1,150,346	1,143,724	1,116,617	3,410,687	
補償費	1,097,598	1,059,333	1,031,155	3,188,086	
賃借料	3,691,678	3,016,433	2,761,827	9,469,938	
委託費	34,048,684	33,446,545	21,064,017	88,559,246	
損害保険料	344,959	344,959	344,959	1,034,877	
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	5,829	5,829	5,829	17,487	
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	6,805,760	6,805,760	6,805,760	20,417,280	
普及開発関係費	199,311	161,219	159,626	520,156	
養成費	361,989	349,793	363,286	1,075,068	
研究費	1,347,342	1,414,516	1,493,965	4,255,823	
諸費	8,665,692	8,365,633	9,273,053	26,304,378	
	<—>	<—>	<—>	<—>	
	<394,267>	<394,267>	<394,267>	<1,182,801>	
貸倒損	706,781	427,311	413,344	1,547,436	
固定資産税	7,022,002	6,436,029	6,167,166	19,625,197	
雑税	1,350,482	1,370,347	1,412,413	4,133,242	
減価償却費	35,149,888	34,994,426	33,985,498	104,129,812	
固定資産除却費	3,956,096	6,611,352	5,457,017	16,024,465	
原子力発電施設解体費	4,850,622	4,850,622	4,850,623	14,551,867	
共有設備費等分担額	243,039	220,984	219,011	683,034	
共有設備費等分担額（貸方）	▲12,488	▲17,488	▲11,488	▲41,464	
他社購入電源費	240,791,515	192,706,004	158,666,444	592,163,963	
	(36,231,050)	(36,248,621)	(35,243,217)	(107,722,888)	
非化石証書購入費	1,458,367	1,780,979	1,725,456	4,964,802	
建設分担関連費振替額（貸方）	▲46,011	▲45,993	▲37,641	▲129,645	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲23,225	▲23,225	▲23,225	▲69,675	
原子力廃止関連仮勘定償却費	—	—	—	—	
電源開発促進税	—	—	—	—	
事業税	6,020,589	6,227,184	5,968,716	18,216,489	
開発費	—	—	—	—	
開発費償却	—	—	—	—	
電力費振替勘定（貸方）	▲24,790	▲24,790	▲24,790	▲74,370	
株式交付費	—	—	—	—	
株式交付費償却	—	—	—	—	
社債発行費	305,527	407,369	407,369	1,120,265	
社債発行費償却	—	—	—	—	
法人税等	2,941,592	2,941,592	2,941,592	8,824,776	
合計	758,991,908	693,673,430	651,940,215	2,104,605,553	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

（記載注意）

- 1 原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお、原価算定期間の始期を10月1日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期、下期及び年度計それぞれの欄に区分し、原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 2 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を、下段< >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 3 他社購入電源費の（ ）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

《項目別明細表》

(1) 第3条第2項第1号関係

[役員給与、給料手当、給料手当振替額(貸方)、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費及び雑給]

(単位：千円)

項 目	前年度実績 (2021年度)	2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
役員給与	395,932	365,010	242,645	242,645	242,645	727,935	
給料手当	基準賃金	12,592,597	12,494,408	12,275,833	12,119,887	11,959,068	36,354,788
	基準外賃金	2,811,749	2,826,709	2,394,194	2,363,779	2,332,414	7,090,387
	諸給与金	5,205,817	5,240,785	3,292,962	3,251,131	3,207,992	9,752,085
	控除口(貸方)	▲857,702	▲947,041	▲1,323,209	▲1,282,892	▲1,168,941	▲3,775,042
	附帯事業等振替額	—	—	—	—	—	—
	小計	19,752,462	19,614,861	16,639,780	16,451,905	16,330,533	49,422,218
給料手当振替額(貸方)	▲100,686	▲103,560	▲87,585	▲86,626	▲85,689	▲259,900	
退職給与金	引当金増加額	▲435,496	▲113,427	▲188,617	▲461,122	▲617,395	▲1,267,134
	実払額	1,090,891	1,362,541	1,359,931	1,510,458	1,391,275	4,261,664
	年金保険料	1,195,312	1,205,626	817,692	808,292	801,806	2,427,790
	小計	1,850,707	2,454,740	1,989,006	1,857,628	1,575,686	5,422,320
厚生費	法定厚生費	3,029,106	3,039,917	2,631,296	2,594,498	2,562,658	7,788,452
	一般厚生費	831,805	796,574	738,452	728,832	719,197	2,186,481
	小計	3,860,911	3,836,491	3,369,748	3,323,330	3,281,855	9,974,933
委託検針費	—	—	—	—	—	—	
委託集金費	—	—	—	—	—	—	
雑給	897,447	1,032,076	549,830	498,601	498,078	1,546,509	
合 計	26,656,774	27,199,618	22,703,424	22,287,483	21,843,108	66,834,015	
平均経費人員(人)	2,584	2,556	2,519	2,487	2,454	7,460	
平均基準賃金(円/月)	406,108	407,356	406,108	406,108	406,108	406,108	

(2)第3条第2項第2号関係

〔燃料費〕

(単位：千円)

項目	2023年度			2024年度			2025年度			原価算定期間計			備考		
	消費量	単価	金額	消費量	単価	金額	消費量	単価	金額	消費量	単価	金額			
	10 ³ k1 (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/k1 (円/t, 円/10 ³ Nm ³)	千円	10 ³ k1 (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/k1 (円/t, 円/10 ³ Nm ³)	千円	10 ³ k1 (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/k1 (円/t, 円/10 ³ Nm ³)	千円	10 ³ k1 (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/k1 (円/t, 円/10 ³ Nm ³)	千円			
火力燃料費	火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	17,114	—	—	16,586	—	—	16,846	—	—	50,546	—	—		
	火力燃料重油換算消費量 (発電端10 ³ k1)	3,705	—	—	3,529	—	—	3,553	—	—	10,787	—	—		
	石炭費(10 ³ t,円/t)	4,218	52,256	220,401,895	4,283	52,820	226,203,226	4,146	52,690	218,461,409	12,646	52,589	665,066,530		
	燃料油費(10 ³ k1,円/k1)	688	97,983	67,402,358	401	92,764	37,170,428	514	92,854	47,726,912	1,603	95,033	152,299,698		
	ガス費(10 ³ t,円/t)	316	138,332	43,754,386	373	130,649	48,771,431	369	128,579	47,458,401	1,059	132,223	139,984,218		
	歴青質混合物質	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	助燃費(10 ³ k1,円/k1)	17	113,370	1,927,293	10	113,802	1,160,782	11	114,226	1,245,068	38	113,731	4,333,143		
	蒸気料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	運炭費(円/t)	—	—	292,511	—	—	292,115	—	—	292,704	—	—	877,330		
小計(重油換算)	3,705	90,091	333,778,443	3,529	88,853	313,597,982	3,553	88,709	315,184,494	10,787	89,231	962,560,919			
核燃料費	原子力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	核燃料減損額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	核燃料減損修正損 (又は核燃料減損修正益 (貸方))	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	濃縮関連費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
新エネルギー等燃料費	燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	新エネルギー等燃料重油換算消費量 (10 ³ k1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	バイオマス燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	廃棄物燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	助燃費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	蒸気料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	運搬費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
小計(重油換算)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
合計	—	—	333,778,443	—	—	313,597,982	—	—	315,184,494	—	—	962,560,919			

[消耗品費]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
潤滑油脂費	38,991	39,422	39,206	52,441	34,506	32,155	32,158	98,819	2020年4月に実施した会社分割 (一般送配電事業の法的分離)を 踏まえ、至近実績については2020 年度以降を記載している。
雑消耗品費	1,121,984	958,736	1,040,360	1,090,134	866,044	807,903	807,571	2,481,518	
合計	1,160,976	998,158	1,079,567	1,142,575	900,550	840,058	839,729	2,580,337	

[補償費]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
定期的補償費	1,314,305	1,145,628	1,229,967	1,117,643	1,086,733	1,048,468	1,020,290	3,155,491	同上
臨時的補償費	18,863	3,411	11,137	11,138	10,805	10,805	10,805	32,415	
損害賠償費	43	80	61	62	60	60	60	180	
合計	1,333,212	1,149,120	1,241,166	1,128,843	1,097,598	1,059,333	1,031,155	3,188,086	

[賃借料]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
借地借家料	1,172,593	1,397,252	1,284,923	1,552,439	1,359,271	1,359,114	1,359,271	4,077,656	同上
道路占用料	9,795	10,624	10,210	10,379	9,904	9,904	9,904	29,712	
水面使用料	2,864	3,035	2,949	3,066	3,066	3,066	3,066	9,198	
線路使用料	793,616	733,964	763,790	705,092	637,848	637,848	637,848	1,913,544	
設備賃借料	225,128	217,684	221,406	218,768	218,809	218,809	218,809	656,427	
電柱敷地料	—	—	—	—	—	—	—	—	
線下補償料	—	—	—	—	—	—	—	—	
機械賃借料	1,258,561	1,168,466	1,213,514	1,069,219	1,109,587	423,045	166,525	1,699,157	
雑賃借料	214,516	230,377	222,447	296,710	353,193	364,647	366,404	1,084,244	
合計	3,677,077	3,761,404	3,719,240	3,855,673	3,691,678	3,016,433	2,761,827	9,469,938	

[委託費]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
委託運転費	2,639,971	2,708,442	2,674,206	2,686,459	2,701,908	1,881,881	2,089,571	6,673,360	2020年4月に実施した会社分割（一般送配電事業の法的分離）を踏まえ、至近実績については2020年度以降を記載している。
雑委託費	20,826,530	21,042,656	20,934,593	25,516,884	31,346,776	31,564,664	18,974,446	81,885,886	
合計	23,466,501	23,751,099	23,608,800	28,203,343	34,048,684	33,446,545	21,064,017	88,559,246	

[損害保険料]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
水力関係	1,210	29	620	620	620	620	620	1,860	同上
火力関係	4,736	3,890	4,313	4,313	4,313	4,313	4,313	12,939	
原子力関係	法定保険料	329,751	324,735	327,243	327,243	327,243	327,243	981,729	
	その他保険料	2,301	38	1,170	1,170	1,170	1,170	3,510	
新エネルギー等関係	230	171	201	201	201	201	201	603	
その他	6,816	16,968	11,892	11,412	11,412	11,412	11,412	34,236	
合計	345,047	345,833	345,440	344,959	344,959	344,959	344,959	1,034,877	

[原子力損害賠償資金補助法一般負担金]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	5,637	6,021	5,829	5,829	5,829	5,829	5,829	17,487	同上

[原賠・廃炉等支援機構一般負担金]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	7,145,373	6,466,146	6,805,759	6,805,760	6,805,760	6,805,760	6,805,760	20,417,280	同上
合計	7,145,373	6,466,146	6,805,759	6,805,760	6,805,760	6,805,760	6,805,760	20,417,280	

[普及開発関係費]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
販売関係普及開発関係費	1,729,799	2,008,937	1,869,368	2,631,322	7,726	—	—	7,726	同上
一般普及開発関係費	815,089	809,446	812,267	712,825	191,585	161,219	159,626	512,430	
合計	2,544,889	2,818,383	2,681,636	3,344,147	199,311	161,219	159,626	520,156	

[養成費]

(単位：千円)

項目	至近実績		2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2020年度	2021年度						
研修施設運営費	47,650	49,193	57,192	49,180	49,263	48,989	147,432	同上
その他養成費	188,704	226,569	345,249	312,809	300,530	314,297	927,636	
合計	236,354	275,762	402,441	361,989	349,793	363,286	1,075,068	

[研究費]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
社内研究費	284,165	287,954	286,059	306,067	220,517	204,157	193,120	617,794	同上
委託研究費	1,246,827	1,225,496	1,236,162	1,215,207	1,126,825	1,210,359	1,300,845	3,638,029	
合計	1,530,992	1,513,451	1,522,221	1,521,274	1,347,342	1,414,516	1,493,965	4,255,823	

[諸費]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
通信運搬費	2,196,565	2,141,108	2,168,837	2,136,911	2,550,464	2,072,984	2,024,972	6,648,420	2020年4月に実施した 会社分割（一般送配電 事業の法的分離）を踏 まえ、至近実績につ いては2020年度以降を記 載している。
旅費	476,331	471,737	474,034	463,521	716,067	714,325	710,841	2,141,233	
寄付金	1,077,328	89,760	583,544	42,038	—	—	—	—	
団体費	699,509	687,752	693,630	782,477	394,267	394,267	394,267	1,182,801	
その他諸費	5,075,406	5,144,194	5,109,800	4,777,642	5,004,894	5,184,057	6,142,973	16,331,924	
合計	9,525,141	8,534,552	9,029,846	8,202,589	8,665,692	8,365,633	9,273,053	26,304,378	

[貸倒損]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
貸倒損引当額	126,967	227,049	177,008	274,752	243,429	▲ 26,442	▲ 29,646	187,341	同上
貸倒損発生額	379,060	295,533	337,296	375,287	463,352	453,753	442,990	1,360,095	
合計	506,027	522,583	514,305	650,039	706,781	427,311	413,344	1,547,436	

[固定資産除却費]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
水力発電設備	除却損	211,816	162,946	181,885	384,813	231,620	212,388	828,821	同上
	除却費用	243,663	477,129	360,396	1,034,201	1,230,324	176,651	5,019,734	
火力発電設備	除却損	103,840	15,391	59,616	71,668	50,474	29,652	106,389	
	除却費用	385,485	232,187	308,836	1,483,321	709,722	644,739	1,688,983	
原子力発電設備	除却損	507,540	4,052,825	2,280,183	1,247,676	718,838	1,187,860	2,195,095	
	除却費用	339,380	1,406,945	873,163	3,324,016	695,909	818,307	4,878,946	
新エネルギー等 発電設備	除却損	631	5,413	3,022	163	44,222	—	3,808	
	除却費用	90,139	7,580	48,859	13,117	69,569	11,354	87,911	
送電設備	除却損	—	—	—	—	—	—	—	
	除却費用	—	—	—	—	—	—	—	
変電設備	除却損	—	—	—	—	—	—	—	
	除却費用	—	—	—	—	—	—	—	
配電設備	除却損	—	—	—	—	—	—	—	
	除却費用	—	—	—	—	—	—	—	
業務設備	除却損	6,057	8,470	7,263	11,003	22,217	7,698	487,625	
	除却費用	26,623	44,794	35,709	55,723	30,008	67,363	555,645	
合計	除却損	829,886	4,245,048	2,537,467	1,512,395	1,220,564	1,456,830	3,695,875	
	除却費用	1,085,292	2,168,637	1,626,964	5,910,378	2,735,532	5,154,522	4,438,536	

[原子力発電施設解体費]

(単位：千円)

項目	至近実績		2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2020年度	2021年度						
解体費	—	—	—	—	—	—	—	同上
資産除去債務計上	4,456,917	4,623,539	4,850,622	4,850,622	4,850,622	4,850,623	14,551,867	原子力発電施設解体引当金に関する省 令に係るものに限る。
資産除去債務取崩し(貸方)	—	—	—	—	—	—	—	
合計	4,456,917	4,623,539	4,850,622	4,850,622	4,850,622	4,850,623	14,551,867	

[共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）]

(単位：千円)

項目	至近実績		2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考	
	2020年度	2021年度							
共有設備費等分担額	水力発電設備	219,211	227,442	227,542	243,039	220,984	219,011	683,034	2020年4月に実施した会社分割（一般送配電事業の法的分離）を踏まえ、至近実績については2020年度以降を記載している。
	小計	219,211	227,442	227,542	243,039	220,984	219,011	683,034	
共有設備費等分担額（貸方）	水力発電設備	▲9,126	▲12,612	▲13,632	▲12,488	▲17,488	▲11,488	▲41,464	
	小計	▲9,126	▲12,612	▲13,632	▲12,488	▲17,488	▲11,488	▲41,464	
合計		210,085	214,829	213,910	230,551	203,496	207,523	641,570	

(記載注意)

(何) の欄には、共有設備について種類別に整理すること。

[開発費、開発費償却]

(単位：千円)

項目	至近実績		2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2020年度	2021年度						
開発費	—	—	—	—	—	—	—	同上
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	—	—	—	

[電力費振替勘定(貸方)]

(単位：千円)

項目	至近実績		2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2020年度	2021年度						
建設工事用	▲6,694	▲4,596	▲18,275	▲24,790	▲24,790	▲24,790	▲74,370	同上
附帯事業用	—	—	—	—	—	—	—	
合計	▲6,694	▲4,596	▲18,275	▲24,790	▲24,790	▲24,790	▲74,370	

[株式交付費、社債発行費]

(単位：千円)

項目	至近実績		2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2020年度	2021年度						
株式交付費	—	—	—	—	—	—	—	同上
社債発行費	399,302	244,720	543,159	305,527	407,369	407,369	1,120,265	
合計	399,302	244,720	543,159	305,527	407,369	407,369	1,120,265	

(4) 第3条第2項第4号関係
 [修繕費]

(単位：千円)

項目	至近実績						平均修繕 費率(%)	2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計		備考
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	平均修繕 費率(%)						平均修繕 費率(%)		
水力発電設備	平均帳簿原価	491,106,087	492,825,045	496,630,363	507,647,607	517,844,892	0.85%	519,804,467	521,017,772	522,304,072	524,075,937	1,567,397,781	0.97%	2019年度以前 の実績は、送 配電部門に係 る額を除く。 平均帳簿原価 は、資産除去 債務を除く。
	普通修繕費	5,352,816	5,270,325	3,379,962	3,526,282	3,779,341		3,746,879	4,207,521	4,987,806	6,012,901	15,208,228		
火力発電設備	平均帳簿原価	704,560,451	768,091,768	820,852,418	850,542,112	888,705,387	2.78%	889,785,044	833,162,194	786,847,137	790,832,165	2,410,841,496	2.46%	
	普通修繕費	23,899,467	20,493,335	27,694,162	25,404,951	14,766,698		25,106,514	17,354,435	17,630,723	24,347,968	59,333,126		
原子力発電設備	平均帳簿原価	890,214,311	894,424,052	895,686,461	896,692,193	895,603,239	0.89%	893,098,778	889,338,383	893,067,664	901,529,507	2,683,935,554	0.89%	
	普通修繕費	10,479,032	7,552,536	7,768,355	6,218,141	7,880,850		4,278,111	6,790,787	9,720,633	7,334,176	23,845,596		
新エネルギー等 発電設備	平均帳簿原価	12,317,860	12,309,251	12,356,888	12,498,025	12,662,052	8.88%	12,760,943	12,756,588	12,805,041	12,933,356	38,494,985	8.95%	
	普通修繕費	1,361,116	886,516	1,285,233	715,086	1,268,960		1,018,572	1,588,412	794,780	1,062,173	3,445,365		
送電設備	平均帳簿原価	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	普通修繕費	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		
変電設備	平均帳簿原価	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	普通修繕費	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		
配電設備	平均帳簿原価	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	普通修繕費	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		
業務設備	平均帳簿原価	67,493,809	68,172,352	71,489,775	70,159,432	64,033,567	1.39%	62,707,824	50,669,950	51,910,586	49,491,410	152,071,946	2.49%	
	普通修繕費	613,621	404,075	1,199,152	1,198,067	1,317,225		1,208,522	1,169,072	1,229,773	1,392,492	3,791,337		
		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		(-)
合計	平均帳簿原価	2,165,692,520	2,235,822,470	2,297,015,907	2,337,539,371	2,378,849,139	1.61%	2,378,157,056	2,306,944,887	2,266,934,500	2,278,862,375	6,852,741,762	1.54%	
	普通修繕費	41,706,054	34,606,790	41,326,866	37,062,528	29,013,077		35,358,598	31,110,227	34,363,715	40,149,710	105,623,652		

(記載注意)

送電設備、配電設備及び業務設備の普通修繕費の()内には、取替修繕費を内数として記載すること。

(5) 第3条第2項第5号関係
[水利使用料]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水利使用料	1,150,346	1,143,724	1,116,617	3,410,687	

(6) 第3条第2項第6号関係
[減価償却費]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	普通償却費	7,844,388	7,916,144	8,050,129	23,810,661
	特別償却費	—	—	—	—
	試運転償却費	—	—	—	—
火力発電設備	普通償却費	16,200,631	16,190,659	16,050,606	48,441,896
	特別償却費	—	—	—	—
	試運転償却費	—	—	—	—
原子力発電設備	普通償却費	7,920,003	7,713,704	7,191,248	22,824,955
	特別償却費	—	—	—	—
	試運転償却費	—	—	—	—
新エネルギー等 発電設備	普通償却費	240,152	272,988	288,773	801,913
	特別償却費	—	—	—	—
	試運転償却費	—	—	—	—
送電設備	普通償却費	—	—	—	—
	特別償却費	—	—	—	—
変電設備	普通償却費	—	—	—	—
	特別償却費	—	—	—	—
配電設備	普通償却費	—	—	—	—
	特別償却費	—	—	—	—
業務設備	普通償却費	2,944,714	2,900,931	2,404,742	8,250,387
	特別償却費	—	—	—	—
合計	普通償却費	35,149,888	34,994,426	33,985,498	104,129,812
	特別償却費	—	—	—	—
	試運転償却費	—	—	—	—

(7) 第3条第2項第7号関係

[固定資産税、雑税、電源開発促進税及び事業税]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
固定資産税	7,022,002	6,436,029	6,167,166	19,625,197	
雑税	1,350,482	1,370,347	1,412,413	4,133,242	
電源開発促進税	—	—	—	—	
事業税	6,020,589	6,227,184	5,968,716	18,216,489	
合計	14,393,073	14,033,560	13,548,295	41,974,928	

(8)第3条第2項第8号関係

[他社購入電源費、非化石証書購入費]

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
他社購入電力料	他社購入電源費	240,791,515	192,706,004	158,666,444	592,163,963	
	料金計	(36,231,050)	(36,248,621)	(35,243,217)	(107,722,888)	
	他社購入電源費及び他社購入送電費に係る電力量(10 ⁶ kWh)	11,485	8,499	7,689	27,673	
	非化石証書購入費	1,458,367	1,780,979	1,725,456	4,964,802	
	料金計					
	非化石証書購入費に係る電力量(10 ⁶ kWh)	2,424	2,923	2,829	8,176	

(記載注意)

他社購入電源費の()内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

(9)第3条第2項第9号関係

[建設分担関連費振替額(貸方)、附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)]

(単位：千円)

項 目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考	
	2020年度	2021年度	平均振替率 (%)							
建設分担関連費振替額(貸方)	総工事資金	21,787,645	23,307,078	0.09%	28,948,872	51,123,073	51,102,866	41,823,067	144,049,006	2020年4月に実施した会社分割(一般送配電事業の法的分離)を踏まえ、至近実績については2020年度以降を記載している。
	振替額	▲26,873	▲13,218		▲26,054	▲46,011	▲45,993	▲37,641	▲129,645	
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	附帯事業営業費用	1,845,649	1,982,810	1.50%	1,982,810	1,982,810	1,982,810	1,982,810	5,948,430	
	振替額	▲33,421	▲23,947		▲29,355	▲23,225	▲23,225	▲23,225	▲69,675	

(10)第3条第2項第10号関係

[株式交付費償却、社債発行費償却]

(単位：千円)

項 目	対象交付(発行)費用	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
株式交付費償却	—	—	—	—	—	
社債発行費償却	—	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	—	

(11)第3条第2項第11号関係

[法人税等]

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
法人税等	法人税	2,692,594	2,692,594	2,692,594	8,077,782	
	法人税割	248,998	248,998	248,998	746,994	
合 計		2,941,592	2,941,592	2,941,592	8,824,776	

第2表

事業報酬明細表

(第4条第2項第1号、同条第3項第1号関係)

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考	
電気事業報酬	特定固定資産	1,111,732,237	1,097,225,894	1,085,822,872	3,294,781,003		
	建設中の資産	90,210,145	105,477,967	121,181,660	316,869,772		
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定	22,693,599	26,184,922	29,676,245	78,554,766		
	核燃料資産	111,369,752	111,369,752	111,369,752	334,109,256		
	特定投資	25,900,862	25,888,593	25,876,324	77,665,779		
	運転資本	営業資本	82,548,287	81,798,812	78,258,196	242,605,295	
		貯蔵品	45,072,262	42,549,754	42,747,994	130,370,010	
		小計	127,620,549	124,348,566	121,006,190	372,975,305	
	繰延償却資産	—	—	—	—		
	合計	1,489,527,144	1,490,495,694	1,494,933,043	4,474,955,881		
	報酬率(%)	2.76	2.76	2.76	2.76		
電気事業報酬額	41,110,949	41,137,681	41,260,152	123,508,782			

第4表

事業報酬明細表

(第4条第3項第3号のうち事業者のレートベースの額)

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考	
電気事業報酬	特定固定資産	473,211,168	458,704,825	447,301,803	1,379,217,796		
	建設中の資産	72,232,944	87,500,766	103,204,459	262,938,169		
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定	22,693,599	26,184,922	29,676,245	78,554,766		
	核燃料資産	111,369,752	111,369,752	111,369,752	334,109,256		
	特定投資	23,283,149	23,270,880	23,258,611	69,812,640		
	運転資本	営業資本	65,702,579	64,953,104	61,412,488	192,068,171	
		貯蔵品	41,685,742	39,163,234	39,361,474	120,210,450	
		小計	107,388,321	104,116,338	100,773,962	312,278,621	
	繰延償却資産	—	—	—	—		
	合計	810,178,933	811,147,483	815,584,832	2,436,911,248		

《項目別明細表》

(1) 第4条第4項関係
[特定固定資産]

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首残高	帳簿原価 521,261,268	520,626,604	523,892,055	1,565,779,927	
		工事費負担金等 8,419,117	8,623,117	8,623,117	25,665,351	
		減価償却累計額 321,299,861	325,284,435	331,571,202	978,155,498	
		差引帳簿価額 191,542,290	186,719,052	183,697,736	561,959,078	
	期中増減額	帳簿原価増加額 3,598,629	5,123,465	1,735,167	10,457,261	
		工事費負担金等増加額 204,000	—	—	204,000	
		減価償却累計額増加額 7,832,411	7,910,761	8,047,618	23,790,790	
		帳簿原価減少額 4,233,293	1,858,014	1,424,981	7,516,288	
		工事費負担金等減少額 —	—	—	—	
		減価償却累計額減少額 3,847,837	1,623,994	1,212,593	6,684,424	
	期末残高	帳簿原価 520,626,604	523,892,055	524,202,241	1,568,720,900	
		工事費負担金等 8,623,117	8,623,117	8,623,117	25,869,351	
		減価償却累計額 325,284,435	331,571,202	338,406,227	995,261,864	
	差引帳簿価額 186,719,052	183,697,736	177,172,897	547,589,685		
平均	帳簿価額 188,334,444	183,108,829	179,833,991	551,277,264		
火力発電設備	期首残高	帳簿原価 881,955,314	784,325,923	789,297,513	2,455,578,750	
		工事費負担金等 6,395,245	6,483,245	6,483,245	19,361,735	
		減価償却累計額 700,725,641	619,759,427	633,685,831	1,954,170,899	
		差引帳簿価額 174,834,428	158,083,251	149,128,437	482,046,116	
	期中増減額	帳簿原価増加額 4,989,417	7,251,025	3,117,000	15,357,442	
		工事費負担金等増加額 88,000	—	—	88,000	
		減価償却累計額増加額 16,197,842	16,181,577	16,041,542	48,420,961	
		帳簿原価減少額 102,618,808	2,279,435	118,535	105,016,778	
		工事費負担金等減少額 —	—	—	—	
		減価償却累計額減少額 97,164,056	2,255,173	92,272	99,511,501	
	期末残高	帳簿原価 784,325,923	789,297,513	792,295,978	2,365,919,414	
		工事費負担金等 6,483,245	6,483,245	6,483,245	19,449,735	
		減価償却累計額 619,759,427	633,685,831	649,635,101	1,903,080,359	
	差引帳簿価額 158,083,251	149,128,437	136,177,632	443,389,320		
平均	帳簿価額 164,091,824	154,141,032	142,546,555	460,779,411		
原子力発電設備	期首残高	帳簿原価 885,326,112	892,260,687	892,856,291	2,670,443,090	
		工事費負担金等 24,664	296,664	296,664	617,992	
		減価償却累計額 775,677,474	781,149,740	783,375,266	2,340,202,480	
		差引帳簿価額 109,623,974	110,814,283	109,184,361	329,622,618	
	期中増減額	帳簿原価増加額 11,046,976	6,747,851	16,722,328	34,517,155	
		工事費負担金等増加額 272,000	—	—	272,000	
		減価償却累計額増加額 7,907,910	7,710,252	7,190,608	22,808,770	
		帳簿原価減少額 4,112,401	6,152,247	349,275	10,613,923	
		工事費負担金等減少額 —	—	—	—	
		減価償却累計額減少額 2,435,644	5,484,726	166,878	8,087,248	
	期末残高	帳簿原価 892,260,687	892,856,291	909,229,344	2,694,346,322	
		工事費負担金等 296,664	296,664	296,664	889,992	
		減価償却累計額 781,149,740	783,375,266	790,398,996	2,354,924,002	
	差引帳簿価額 110,814,283	109,184,361	118,533,684	338,532,328		
平均	帳簿価額 108,716,751	107,822,260	110,203,382	326,742,393		
新エネルギー等発電設備	期首残高	帳簿原価 12,722,146	12,791,030	12,819,051	38,332,227	
		工事費負担金等 153,414	153,414	153,414	460,242	
		減価償却累計額 10,955,492	10,454,105	10,726,624	32,136,221	
		差引帳簿価額 1,613,240	2,183,511	1,939,013	5,735,764	
	期中増減額	帳簿原価増加額 855,221	28,490	228,690	1,112,401	
		工事費負担金等増加額 —	—	—	—	
		減価償却累計額増加額 240,152	272,988	288,773	801,913	
		帳簿原価減少額 786,337	469	80	786,886	
		工事費負担金等減少額 —	—	—	—	
		減価償却累計額減少額 741,539	469	76	742,084	
	期末残高	帳簿原価 12,791,030	12,819,051	13,047,661	38,657,742	
		工事費負担金等 153,414	153,414	153,414	460,242	
		減価償却累計額 10,454,105	10,726,624	11,015,321	32,196,050	
	差引帳簿価額 2,183,511	1,939,013	1,878,926	6,001,450		
平均	帳簿価額 2,033,315	2,070,453	1,976,997	6,080,765		

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考	
送電設備	期首残高	帳簿原価	—	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	—	
		減価償却累計額	—	—	—	—	
		差引帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増減額		帳簿原価増加額	—	—	—	—
			工事費負担金等増加額	—	—	—	—
			減価償却累計額増加額	—	—	—	—
			帳簿原価減少額	—	—	—	—
	期末残高		工事費負担金等減少額	—	—	—	—
			減価償却累計額減少額	—	—	—	—
			帳簿原価	—	—	—	—
			工事費負担金等	—	—	—	—
		減価償却累計額	—	—	—	—	
	差引帳簿価額	—	—	—	—		
	平均帳簿価額	—	—	—	—		
変電設備	期首残高	帳簿原価	—	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	—	
		減価償却累計額	—	—	—	—	
		差引帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増減額		帳簿原価増加額	—	—	—	—
			工事費負担金等増加額	—	—	—	—
			減価償却累計額増加額	—	—	—	—
			帳簿原価減少額	—	—	—	—
	期末残高		工事費負担金等減少額	—	—	—	—
			減価償却累計額減少額	—	—	—	—
			帳簿原価	—	—	—	—
			工事費負担金等	—	—	—	—
		減価償却累計額	—	—	—	—	
	差引帳簿価額	—	—	—	—		
	平均帳簿価額	—	—	—	—		
配電設備	期首残高	帳簿原価	—	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	—	
		減価償却累計額	—	—	—	—	
		差引帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増減額		帳簿原価増加額	—	—	—	—
			工事費負担金等増加額	—	—	—	—
			減価償却累計額増加額	—	—	—	—
			帳簿原価減少額	—	—	—	—
	期末残高		工事費負担金等減少額	—	—	—	—
			減価償却累計額減少額	—	—	—	—
			帳簿原価	—	—	—	—
			工事費負担金等	—	—	—	—
		減価償却累計額	—	—	—	—	
	差引帳簿価額	—	—	—	—		
	平均帳簿価額	—	—	—	—		
業務設備	期首残高	帳簿原価	47,504,956	52,126,571	50,116,810	149,748,337	
		工事費負担金等	1,467,446	1,467,446	1,467,446	4,402,338	
		減価償却累計額	35,663,195	37,800,621	34,725,382	108,189,198	
		差引帳簿価額	10,374,315	12,858,504	13,923,982	37,156,801	
	期中増減額		帳簿原価増加額	5,304,716	4,078,989	964,697	10,348,402
			工事費負担金等増加額	—	—	—	—
			減価償却累計額増加額	2,792,184	2,760,238	2,307,820	7,860,242
			帳簿原価減少額	683,101	6,088,750	3,389,236	10,161,087
	期末残高		工事費負担金等減少額	—	—	—	—
			減価償却累計額減少額	654,758	5,835,477	2,764,612	9,254,847
			帳簿原価	52,126,571	50,116,810	47,692,271	149,935,652
			工事費負担金等	1,467,446	1,467,446	1,467,446	4,402,338
		減価償却累計額	37,800,621	34,725,382	34,268,590	106,794,593	
	差引帳簿価額	12,858,504	13,923,982	11,956,235	38,738,721		
	平均帳簿価額	10,034,834	11,562,251	12,740,878	34,337,963		
レポートベース		473,211,168	458,704,825	447,301,803	1,379,217,796		

[建設中の資産]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首帳簿価額	5,507,424	7,633,754	8,073,376	21,214,554
	期中増加額	6,143,759	6,080,017	6,289,774	18,513,550
	期中減少額	4,017,429	5,640,395	2,237,695	11,895,519
	期末帳簿価額	7,633,754	8,073,376	12,125,455	27,832,585
	平均帳簿価額	7,909,471	10,415,207	11,021,424	29,346,102
火力発電設備	期首帳簿価額	1,243,575	2,969,235	1,475,701	5,688,511
	期中増加額	6,605,079	5,706,492	2,761,840	15,073,411
	期中減少額	4,879,419	7,200,026	3,117,000	15,196,445
	期末帳簿価額	2,969,235	1,475,701	1,120,541	5,565,477
	平均帳簿価額	2,953,290	3,081,515	2,079,748	8,114,553
原子力発電設備	期首帳簿価額	111,784,084	140,855,413	166,969,056	419,608,553
	期中増加額	40,065,451	32,809,370	43,455,798	116,330,619
	期中減少額	10,994,122	6,695,727	16,722,328	34,412,177
	期末帳簿価額	140,855,413	166,969,056	193,702,526	501,526,995
	平均帳簿価額	127,008,957	156,566,889	190,702,699	474,278,545
新エネルギー等 発電設備	期首帳簿価額	488,560	—	—	488,560
	期中増加額	366,661	28,490	228,690	623,841
	期中減少額	855,221	28,490	228,690	1,112,401
	期末帳簿価額	—	—	—	—
	平均帳簿価額	230,310	4,625	40,000	274,935
送電設備	期首帳簿価額	—	—	—	—
	期中増加額	—	—	—	—
	期中減少額	—	—	—	—
	期末帳簿価額	—	—	—	—
	平均帳簿価額	—	—	—	—
変電設備	期首帳簿価額	—	—	—	—
	期中増加額	—	—	—	—
	期中減少額	—	—	—	—
	期末帳簿価額	—	—	—	—
	平均帳簿価額	—	—	—	—
配電設備	期首帳簿価額	—	—	—	—
	期中増加額	—	—	—	—
	期中減少額	—	—	—	—
	期末帳簿価額	—	—	—	—
	平均帳簿価額	—	—	—	—
業務設備	期首帳簿価額	5,578,894	3,445,956	2,147,551	11,172,401
	期中増加額	3,129,778	2,731,584	872,440	6,733,802
	期中減少額	5,262,716	4,029,989	964,697	10,257,402
	期末帳簿価額	3,445,956	2,147,551	2,055,294	7,648,801
	平均帳簿価額	6,363,859	4,933,296	2,565,047	13,862,202
レートベース	72,232,944	87,500,766	103,204,459	262,938,169	

[使用済燃料再処理関連加工仮勘定]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
使用済燃料再処理 関連加工仮勘定					
期首帳簿価額	20,947,937	24,439,260	27,930,583	73,317,780	
期中増加額	3,491,323	3,491,323	3,491,323	10,473,969	
期末帳簿価額	24,439,260	27,930,583	31,421,906	83,791,749	
平均帳簿価額	22,693,599	26,184,922	29,676,245	78,554,766	
レートベース	22,693,599	26,184,922	29,676,245	78,554,766	

[核燃料資産]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
装荷以前の核燃料 資産					
期首帳簿価額	111,369,749	111,369,749	111,369,749	334,109,247	
期中増加額	—	—	—	—	
期中減少額	—	—	—	—	
期末帳簿価額	111,369,749	111,369,749	111,369,749	334,109,247	
平均帳簿価額	111,369,749	111,369,749	111,369,749	334,109,247	
再処理関係核燃料 資産					
期首帳簿価額	3	3	3	9	
期中増加額	—	—	—	—	
期中減少額	—	—	—	—	
期末帳簿価額	3	3	3	9	
平均帳簿価額	3	3	3	9	
レートベース	111,369,752	111,369,752	111,369,752	334,109,256	

[特定投資]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
石炭資源開発					
期首帳簿価額	313,021	300,752	288,483	902,256	
期中増加額	▲12,269	▲12,269	▲12,269	▲36,807	
期末帳簿価額	300,752	288,483	276,214	865,449	
平均帳簿価額	306,887	294,618	282,349	883,854	
日本原子力研究 開発機構					
期首帳簿価額	676,912	676,912	676,912	2,030,736	
期中増加額	—	—	—	—	
期末帳簿価額	676,912	676,912	676,912	2,030,736	
平均帳簿価額	676,912	676,912	676,912	2,030,736	
日本原燃					
期首帳簿価額	22,034,050	22,034,050	22,034,050	66,102,150	
期中増加額	—	—	—	—	
期末帳簿価額	22,034,050	22,034,050	22,034,050	66,102,150	
平均帳簿価額	22,034,050	22,034,050	22,034,050	66,102,150	
原子力損害賠償 ・廃炉等支援機構					
期首帳簿価額	254,000	254,000	254,000	762,000	
期中増加額	—	—	—	—	
期末帳簿価額	254,000	254,000	254,000	762,000	
平均帳簿価額	254,000	254,000	254,000	762,000	
新エネルギー・産 業技術総合開発機 構					
期首帳簿価額	11,300	11,300	11,300	33,900	
期中増加額	—	—	—	—	
期末帳簿価額	11,300	11,300	11,300	33,900	
平均帳簿価額	11,300	11,300	11,300	33,900	
レートベース	23,283,149	23,270,880	23,258,611	69,812,640	

(記載注意)

(何)の欄には、長期投資について投資先ごとに整理すること。

[運転資本（営業資本）]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
役員給与	242,645	242,645	242,645	727,935	
給料手当	16,639,780	16,451,905	16,330,533	49,422,218	
給料手当振替額（貸方）	▲87,585	▲86,626	▲85,689	▲259,900	
退職給与金	1,989,006	1,857,628	1,575,686	5,422,320	
厚生費	3,369,748	3,323,330	3,281,855	9,974,933	
委託検針費	—	—	—	—	
委託集金費	—	—	—	—	
雑給	549,830	498,601	498,078	1,546,509	
燃料費	333,778,443	313,597,982	315,184,494	962,560,919	
使用済燃料再処理等拠出金発電費	—	—	—	—	
廃棄物処理費	8,090,090	7,607,745	7,385,575	23,083,410	
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—	
消耗品費	900,550	840,058	839,729	2,580,337	
修繕費	31,110,227	34,363,715	40,149,710	105,623,652	
水利使用料	1,150,346	1,143,724	1,116,617	3,410,687	
補償費	1,097,598	1,059,333	1,031,155	3,188,086	
賃借料	3,691,678	3,016,433	2,761,827	9,469,938	
委託費	34,048,684	33,446,545	21,064,017	88,559,246	
損害保険料	344,959	344,959	344,959	1,034,877	
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	5,829	5,829	5,829	17,487	
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	6,805,760	6,805,760	6,805,760	20,417,280	
普及開発関係費	199,311	161,219	159,626	520,156	
養成費	361,989	349,793	363,286	1,075,068	
研究費	1,347,342	1,414,516	1,493,965	4,255,823	
諸費	8,665,692	8,365,633	9,273,053	26,304,378	
貸倒損	463,352	427,311	413,344	1,304,007	
固定資産税	—	—	—	—	
雑税	—	—	—	—	
減価償却費	179,389	158,610	109,137	447,136	
固定資産除却費	2,735,532	5,154,522	4,438,536	12,328,590	
原子力発電施設解体費	—	—	—	—	
共有設備費等分担額	243,039	220,984	219,011	683,034	
共有設備費等分担額（貸方）	▲12,488	▲17,488	▲11,488	▲41,464	
他社購入電源費	240,791,515	192,706,004	158,666,444	592,163,963	
非化石証書購入費	1,458,367	1,780,979	1,725,456	4,964,802	
建設分担関連費振替額（貸方）	▲46,011	▲45,993	▲37,641	▲129,645	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲23,225	▲23,225	▲23,225	▲69,675	
原子力廃止関連仮勘定償却費	—	—	—	—	
電源開発促進税	—	—	—	—	
事業税	—	—	—	—	
開発費	—	—	—	—	
開発費償却	—	—	—	—	
電力費振替勘定（貸方）	▲24,790	▲24,790	▲24,790	▲74,370	
株式交付費	—	—	—	—	
株式交付費償却	—	—	—	—	
社債発行費	305,527	407,369	407,369	1,120,265	
社債発行費償却	—	—	—	—	
法人税等	—	—	—	—	
小計	700,372,129	635,555,010	595,704,863	1,931,632,002	
他社販売電源料	162,921,486	102,720,642	91,275,393	356,917,521	
託送収益	—	—	—	—	
電気事業雑収益	10,578,149	11,957,680	11,877,709	34,413,538	
預金利息	1,114	1,114	1,114	3,342	
賠償負担金相当収益	1,250,746	1,250,746	1,250,746	3,752,238	
廃炉円滑化負担金相当収益	—	—	—	—	
小計	174,751,495	115,930,182	104,404,962	395,086,639	
合計	525,620,634	519,624,828	491,299,901	1,536,545,363	
レートベース	65,702,579	64,953,104	61,412,488	192,068,171	

(記載注意)

(何)の欄には、営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

[運転資本（貯蔵品）]

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
火力燃料貯蔵品	石炭費	消費金額	220,401,895	226,203,226	218,461,409	665,066,530
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5
		計	27,550,237	28,275,403	27,307,676	83,133,316
	燃料油費	消費金額	67,402,358	37,170,428	47,726,912	152,299,698
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5
		計	8,425,295	4,646,304	5,965,864	19,037,463
	ガス費	消費金額	43,754,386	48,771,431	47,458,401	139,984,218
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5
		計	5,469,298	6,096,429	5,932,300	17,498,027
	助燃費	消費金額	1,927,293	1,160,782	1,245,068	4,333,143
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5
		計	240,912	145,098	155,634	541,644
小 計		41,685,742	39,163,234	39,361,474	120,210,450	
新エネルギー等貯蔵品	-	消費金額	-	-	-	-
		平均月数	-	-	-	-
		計	-	-	-	-
小 計		-	-	-	-	
その他貯蔵品	配電平均帳簿原価	-	-	-	-	
	一般貯蔵品払出率	-	-	-	-	
	一般貯蔵品在庫率	-	-	-	-	
	小 計	-	-	-	-	
合 計		41,685,742	39,163,234	39,361,474	120,210,450	
レートベース		41,685,742	39,163,234	39,361,474	120,210,450	

(記載注意)

(何) の欄には、火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

[繰延償却資産]

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
株式交付費	期首帳簿価額	-	-	-	-	
	増加額	-	-	-	-	
	償却額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	-	-	-	-	
	平均帳簿価額	-	-	-	-	
社債発行費	期首帳簿価額	-	-	-	-	
	増加額	-	-	-	-	
	償却額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	-	-	-	-	
	平均帳簿価額	-	-	-	-	
開発費	期首帳簿価額	-	-	-	-	
	増加額	-	-	-	-	
	償却額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	-	-	-	-	
	平均帳簿価額	-	-	-	-	
レートベース		-	-	-	-	

(2) 第4条第5項関係
[報酬率]

(単位：%)

項目		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	適用率	備考
自己資本報酬率	全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値	9.057	9.666	10.711	10.429	9.213	7.601	10.994	7.737	
	国債、地方債等公社債の利回りの実績率	0.374	0.041	0.137	0.137	▲0.001	0.090	0.127		
他人資本報酬率	全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率	—	—	—	—	—	—	0.628	0.628	
事業報酬率		—	—	—	—	—	—	—	2.76	

(記載注意)

- ・報酬率の算定期間に応じて年度別の欄を設け記載すること。
- ・項目別明細表のうち、第4条第4項関係については、第4条第2項第1号又は同条第3項第1号関係、同条第2項第2号関係、同条第3項第3号のうち事業者のレートベースの額に係るものの別に作成すること。

第5表

控除収益明細表

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
他社販売電源料	162,921,486	102,720,642	91,275,393	356,917,521	
託送収益	—	—	—	—	
電気事業雑収益	10,578,149	11,957,680	11,877,709	34,413,538	
預金利息	1,114	1,114	1,114	3,342	
賠償負担金相当収益	1,250,746	1,250,746	1,250,746	3,752,238	
廃炉円滑化負担金相当収益	—	—	—	—	
合計	174,751,495	115,930,182	104,404,962	395,086,639	

《項目別明細表》

(1) 第5条第2項関係

[他社販売電源料]

(単位：千円)

項目			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
他社販売電 力料	他社販売電源料	料金計	162,921,486	102,720,642	91,275,393	356,917,521	
	電力量(10 ⁶ kWh)		5,296	2,276	2,532	10,104	

[託送収益]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
その他託送収益	—	—	—	—	

[電気事業雑収益]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
契約超過金	96,617	89,378	92,997	92,998	104,558	104,558	104,558	313,674	2020年4月に 実施した会社 分割（一般送 配電事業の法 的分離）を踏 まえ、至近実 績については 2020年度以降 を記載してい る。
違約金	—	1,530	765	766	861	861	861	2,583	
諸貸付料	—	—	—	—	—	—	—	—	
受託運転益	30,720	30,387	30,553	28,019	33,836	38,076	33,436	105,348	
器具販売益	—	—	—	—	—	—	—	—	
受託工事益	—	—	—	—	—	—	—	—	
広告料	110	1,320	715	715	715	715	715	2,145	
供給雑収	167,319	121,698	144,508	160,102	443,700	1,819,856	1,757,474	4,021,030	
雑口	10,572,128	9,487,182	10,029,655	9,955,212	9,994,479	9,993,614	9,980,665	29,968,758	
合計	10,866,896	9,731,497	10,299,196	10,237,812	10,578,149	11,957,680	11,877,709	34,413,538	

[預金利息]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	適用 金利 (%)	2023年度	適用 金利 (%)	2024年度	適用 金利 (%)	2025年度	適用 金利 (%)	原価算定 期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均残高率(%)										
定期預金	291	604	0.112%	150	0.002%	447	0.002%	447	0.002%	447	0.002%	1,341	同上
普通預金	654	679	14.017%	480	0.001%	667	0.001%	667	0.001%	667	0.001%	2,001	
合計	945	1,283		630		1,114		1,114		1,114		3,342	
電灯・電力料収入	434,131,485	458,691,816		625,478,363		774,850,300		764,477,349		729,407,071		2,268,734,720	

(記載注意)

(何)の欄には、預金について種類ごとに記載すること。

[賠償負担金相当収益]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
賠償負担金相当収益	658,113	1,231,426	944,770	1,207,756	1,250,746	1,250,746	1,250,746	3,752,238	同上

[廃炉円滑化負担金相当収益]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定 期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
廃炉円滑化負担金相当収益	—	—	—	—	—	—	—	—	同上

注 様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第3 (第6条第3項、第20条第3項関係)

部門整理表(1)

(単位:千円)

	水力 発電費			火力 発電費			原子力 発電費			新エネルギー等発電費		
	計	固 有	一 般	計	固 有	一 般	計	固 有	一 般	計	固 有	一 般
役員給与	100,812	—	100,812	182,355	—	182,355	252,040	—	252,040	3,334	—	3,334
給料手当	7,512,639	5,893,927	1,618,712	11,566,807	8,638,773	2,928,034	17,360,199	13,313,245	4,046,954	922,546	869,014	53,532
給料手当振替額(貸方)	▲116,400	▲110,808	▲5,592	▲23,081	▲12,967	▲10,114	▲60,609	▲46,630	▲13,979	▲185	—	▲185
退職給与金	750,937	—	750,937	1,358,345	—	1,358,345	1,877,425	—	1,877,425	24,834	—	24,834
厚生費	1,506,338	1,105,942	400,396	2,346,405	1,622,143	724,262	3,500,915	2,499,883	1,001,032	176,294	163,053	13,241
委託検針費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
委託集金費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雑給	124,935	63,159	61,776	188,377	76,632	111,745	863,722	709,274	154,448	2,765	722	2,043
燃料費	—	—	—	962,560,919	962,560,919	—	—	—	—	—	—	—
使用済燃料再処理等抛入金発電費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廃棄物処理費	—	—	—	21,536,244	21,536,244	—	1,547,166	1,547,166	—	—	—	—
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消耗品費	109,844	68,332	41,512	1,371,203	1,296,114	75,089	696,117	592,334	103,783	1,821	448	1,373
修繕費	15,929,022	15,208,228	720,794	60,054,362	59,333,126	721,236	24,860,907	23,845,596	1,015,311	3,462,484	3,445,365	17,119
水利使用料	3,410,687	3,410,687	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補償費	43,787	43,419	368	3,144,299	3,117,848	26,451	—	—	—	—	—	—
賃借料	2,193,872	333,796	1,860,076	2,259,516	1,137,159	1,122,357	2,283,717	778,842	1,504,875	39,837	9,292	30,545
委託費	5,915,759	1,379,536	4,536,223	15,790,200	11,251,196	4,539,004	33,478,350	27,088,621	6,389,729	1,269,385	1,161,650	107,735
損害保険料	1,924	1,860	64	13,382	12,939	443	1,018,947	985,239	33,708	624	603	21
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	—	—	—	—	—	17,487	17,487	—	—	—	—
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	—	—	—	20,417,280	20,417,280	—	—	—	—
普及開発関係費	5,678	—	5,678	133,318	—	133,318	369,098	—	369,098	452	—	452
養成費	39,803	—	39,803	318,530	—	318,530	640,641	—	640,641	1,316	—	1,316
研究費	161,594	—	161,594	575,737	—	575,737	3,352,172	—	3,352,172	166,320	—	166,320
諸費	2,681,929	719,663	1,962,266	5,278,000	1,728,521	3,549,479	7,592,924	2,687,045	4,905,879	96,723	31,829	64,894
貸倒損	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
固定資産税	6,874,758	6,830,817	43,941	6,604,179	6,495,843	108,336	5,905,629	5,748,556	157,073	98,701	96,551	2,150
雑税	8,177	6,969	1,208	526,560	448,808	77,752	3,174,738	2,705,965	468,773	2,162	1,845	317
減価償却費	24,610,198	23,810,661	799,537	50,413,120	48,441,896	1,971,224	25,682,966	22,824,955	2,858,011	841,030	801,913	39,117
固定資産除却費	5,961,992	5,848,555	113,437	2,075,047	1,795,372	279,675	7,479,533	7,074,041	405,492	141,491	135,941	5,550
原子力発電施設解体費	—	—	—	—	—	—	14,551,867	14,551,867	—	—	—	—
共有設備費等分担額	683,034	683,034	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額(貸方)	▲41,464	▲41,464	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設分担関連費振替額(貸方)	▲16,660	—	▲16,660	▲15,741	—	▲15,741	▲96,644	—	▲96,644	▲595	—	▲595
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲4,472	—	▲4,472	▲52,137	—	▲52,137	▲9,651	—	▲9,651	▲356	—	▲356
開発費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費	404,124	—	404,124	395,431	—	395,431	314,526	—	314,526	3,663	—	3,663
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人税等	566,374	—	566,374	6,603,491	—	6,603,491	1,222,408	—	1,222,408	45,095	—	45,095
電気事業報酬	22,137,365	—	22,137,365	28,788,073	—	28,788,073	40,880,069	—	40,880,069	781,831	—	781,831
合計	101,556,586	65,256,313	36,300,273	1,183,992,941	1,129,480,566	54,512,375	219,173,939	147,340,766	71,833,173	8,081,572	6,718,226	1,363,346

(記載注意)

- 1 固有の欄には第6条第1項で各部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
- 2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

	送電費			変電費			配電費			販売費			合計
	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般	
役員給与	-	-	-	-	-	-	-	-	-	189,394	-	189,394	727,935
給料手当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,060,027	9,018,967	3,041,060	49,422,218
給料手当振替額（貸方）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲59,625	▲49,120	▲10,505	▲259,900
退職給与金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,410,779	-	1,410,779	5,422,320
厚生費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,444,981	1,692,761	752,220	9,974,933
委託検針費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑給	-	-	-	-	-	-	-	-	-	366,710	250,651	116,059	1,546,509
燃料費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	962,560,919
使用済燃料再処理等抛入金発電費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,083,410
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消耗品費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	401,352	323,365	77,987	2,580,337
修繕費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,316,877	-	1,316,877	105,623,652
水利使用料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,410,687
補償費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,188,086
賃借料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,692,996	-	2,692,996	9,469,938
委託費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32,105,552	24,509,422	7,596,130	88,559,246
損害保険料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,034,877
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17,487
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20,417,280
普及開発関係費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,610	7,726	3,884	520,156
養成費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	74,778	-	74,778	1,075,068
研究費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,255,823
諸費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,654,802	6,968,308	3,686,494	26,304,378
貸倒損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,547,436	1,547,436	-	1,547,436
固定資産税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	141,930	-	141,930	19,625,197
雑税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	421,605	359,354	62,251	4,133,242
減価償却費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,582,498	-	2,582,498	104,129,812
固定資産除却費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	366,402	-	366,402	16,024,465
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,551,867
共有設備費等分担額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	683,034
共有設備費等分担額（貸方）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲41,464
建設分担関連費振替額（貸方）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲5	-	▲5	▲129,645
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲3,059	-	▲3,059	▲69,675
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,521	-	2,521	1,120,265
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人税等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	387,408	-	387,408	8,824,776
電気事業報酬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	350,775	-	350,775	92,938,113
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	69,467,744	44,628,870	24,838,874	1,582,272,782

（記載注意）

- 1 固有の欄には第6条第1項で各部門（一般管理費等を除く。）に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
- 2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第4（第6条第4項関係）

販売費整理表

（単位：千円）

	需要家費	給電費	一般販売費	合計
役員給与	153,019	12,250	24,125	189,394
給料手当	9,743,778	780,043	1,536,206	12,060,027
給料手当振替額（貸方）	▲48,173	▲3,857	▲7,595	▲59,625
退職給与金	1,139,825	91,249	179,705	1,410,779
厚生費	1,975,398	158,141	311,442	2,444,981
委託集金費	—	—	—	—
雑給	296,279	23,719	46,712	366,710
燃料費	—	—	—	—
使用済燃料再処理等拠出金発電費	—	—	—	—
廃棄物処理費	—	—	—	—
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—
消耗品費	324,282	25,955	51,115	401,352
修繕費	1,003,346	200,905	112,626	1,316,877
水利使用料	—	—	—	—
補償費	—	—	—	—
賃借料	2,456,686	100,170	136,140	2,692,996
委託費	25,171,073	999,241	5,935,238	32,105,552
損害保険料	—	—	—	—
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	—	—	—
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	—
普及開発関係費	—	—	11,610	11,610
養成費	60,416	4,837	9,525	74,778
研究費	—	—	—	—
諸費	9,151,429	462,244	1,041,129	10,654,802
貸倒損	1,547,436	—	—	1,547,436
固定資産税	77,400	47,713	16,817	141,930
雑税	409,513	4,072	8,020	421,605
減価償却費	1,408,341	868,168	305,989	2,582,498
固定資産除却費	199,814	123,175	43,413	366,402
原子力発電施設解体費	—	—	—	—
共有設備費等分担額	—	—	—	—
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	—
建設分担関連費振替額（貸方）	—	▲5	—	▲5
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲2,471	▲198	▲390	▲3,059
開発費	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—
社債発行費	—	2,521	—	2,521
社債発行費償却	—	—	—	—
法人税等	313,002	25,058	49,348	387,408
電気事業報酬	166,005	158,598	26,172	350,775
合計	55,546,398	4,083,999	9,837,347	69,467,744

（記載注意） 様式第1の注1及び2と同様とすること。

送配電非関連費明細表（1）

（単位：千円）

	総水力発電費			総火力発電費			総新エネルギー等発電費		
	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変
役員給与	100,812	100,812	—	182,355	158,857	23,498	3,334	3,334	—
給料手当	7,512,639	7,512,639	—	11,566,807	10,076,308	1,490,499	922,546	922,546	—
給料手当振替額（貸方）	▲116,400	▲116,400	—	▲23,081	▲20,107	▲2,974	▲185	▲185	—
退職給与金	750,937	750,937	—	1,358,345	1,183,309	175,036	24,834	24,834	—
厚生費	1,506,338	1,506,338	—	2,346,405	2,044,047	302,358	176,294	176,294	—
委託集金費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雑給	124,935	124,935	—	188,377	164,103	24,274	2,765	2,765	—
燃料費	—	—	—	962,560,919	—	962,560,919	—	—	—
使用済燃料再処理等抛入金発電費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廃棄物処理費	—	—	—	21,536,244	—	21,536,244	—	—	—
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消耗品費	109,844	54,922	54,922	1,371,203	597,255	773,948	1,821	911	910
修繕費	15,929,022	15,929,022	—	60,054,362	52,315,757	7,738,605	3,462,484	3,462,484	—
水利使用料	3,410,687	3,410,687	—	—	—	—	—	—	—
補償費	43,787	43,787	—	3,144,299	2,739,125	405,174	—	—	—
貸借料	2,193,872	2,193,872	—	2,259,516	1,968,355	291,161	39,837	39,837	—
委託費	5,915,759	5,915,759	—	15,790,200	13,755,475	2,034,725	1,269,385	1,269,385	—
損害保険料	1,924	1,924	—	13,382	11,658	1,724	624	624	—
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
普及開発関係費	5,678	5,678	—	133,318	116,139	17,179	452	452	—
養成費	39,803	39,803	—	318,530	277,484	41,046	1,316	1,316	—
研究費	161,594	161,594	—	575,737	501,548	74,189	166,320	166,320	—
諸費	2,681,929	2,681,929	—	5,278,000	4,597,877	680,123	96,723	96,723	—
貸倒損	—	—	—	—	—	—	—	—	—
固定資産税	6,874,758	6,874,758	—	6,604,179	5,753,164	851,015	98,701	98,701	—
雑税	8,177	8,177	—	526,560	458,707	67,853	2,162	2,162	—
減価償却費	24,610,198	24,610,198	—	50,413,120	43,916,885	6,496,235	841,030	841,030	—
固定資産除却費	5,961,992	5,961,992	—	2,075,047	1,807,656	267,391	141,491	141,491	—
原子力発電施設解体費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額	683,034	683,034	—	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額（貸方）	▲41,464	▲41,464	—	—	—	—	—	—	—
他社購入電源費	18,048,370	15,211,985	2,836,385	466,391,501	59,595,748	406,795,753	107,724,092	177,202	107,546,890
非化石証書購入費	2,893,040	—	2,893,040	—	—	—	2,071,762	—	2,071,762
建設分関連費振替額（貸方）	▲16,660	▲16,660	—	▲15,741	▲13,713	▲2,028	▲595	▲595	—
附帯事業営業費用分関連費振替額（貸方）	▲4,472	▲4,472	—	▲52,137	▲45,419	▲6,718	▲356	▲356	—
開発費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費	404,124	404,124	—	395,431	344,476	50,955	3,663	3,663	—
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人税等	566,374	566,374	—	6,603,491	5,752,565	850,926	45,095	45,095	—
電気事業報酬	22,137,365	22,137,365	—	28,788,073	25,078,442	3,709,631	781,831	781,831	—
他社販売電源料	▲63,994,903	▲48,381,141	▲15,613,762	▲292,669,243	▲74,943,798	▲217,725,445	▲253,375	▲253,375	—
合計	58,503,093	68,332,508	▲9,829,415	1,357,715,199	158,191,903	1,199,523,296	117,624,051	8,004,489	109,619,562

（記載注意）

その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第5（第8条第1項関係）

送配電非関連費明細表（2）

（単位：千円）

	総原子力発電費			給電費			合計		
	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変
役員給与	252,040	252,040	—	12,250	12,250	—	550,791	527,293	23,498
給料手当	17,360,199	17,360,199	—	780,043	780,043	—	38,142,234	36,651,735	1,490,499
給料手当振替額（貸方）	▲60,609	▲60,609	—	▲3,857	▲3,857	—	▲204,132	▲201,158	▲2,974
退職給与金	1,877,425	1,877,425	—	91,249	91,249	—	4,102,790	3,927,754	175,036
厚生費	3,500,915	3,500,915	—	158,141	158,141	—	7,688,093	7,385,735	302,358
委託集金費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雑給	863,722	863,722	—	23,719	23,719	—	1,203,518	1,179,244	24,274
燃料費	—	—	—	—	—	—	962,560,919	—	962,560,919
使用済燃料再処理等抛出金発電費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廃棄物処理費	1,547,166	—	1,547,166	—	—	—	23,083,410	—	23,083,410
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消耗品費	696,117	348,059	348,058	25,955	12,978	12,977	2,204,940	1,014,125	1,190,815
修繕費	24,860,907	24,860,907	—	200,905	200,905	—	104,507,680	96,769,075	7,738,605
水利使用料	—	—	—	—	—	—	3,410,687	3,410,687	—
補償費	—	—	—	—	—	—	3,188,086	2,782,912	405,174
貸借料	2,283,717	2,283,717	—	100,170	100,170	—	6,877,112	6,585,951	291,161
委託費	33,478,350	33,478,350	—	999,241	999,241	—	57,452,935	55,418,210	2,034,725
損害保険料	1,018,947	1,018,947	—	—	—	—	1,034,877	1,033,153	1,724
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	17,487	17,487	—	—	—	—	17,487	17,487	—
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	20,417,280	20,417,280	—	—	—	—	20,417,280	20,417,280	—
普及開発関係費	369,098	369,098	—	—	—	—	508,546	491,367	17,179
養成費	640,641	640,641	—	4,837	4,837	—	1,005,127	964,081	41,046
研究費	3,352,172	3,352,172	—	—	—	—	4,255,823	4,181,634	74,189
諸費	7,592,924	7,592,924	—	462,244	462,244	—	16,111,820	15,431,697	680,123
貸倒損	—	—	—	—	—	—	—	—	—
固定資産税	5,905,629	5,905,629	—	47,713	47,713	—	19,530,980	18,679,965	851,015
雑税	3,174,738	3,174,738	—	4,072	4,072	—	3,715,709	3,647,856	67,853
減価償却費	25,682,966	25,682,966	—	868,168	868,168	—	102,415,482	95,919,247	6,496,235
固定資産除却費	7,479,533	7,479,533	—	123,175	123,175	—	15,781,238	15,513,847	267,391
原子力発電施設解体費	14,551,867	14,551,867	—	—	—	—	14,551,867	14,551,867	—
共有設備費等分担額	—	—	—	—	—	—	683,034	683,034	—
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	—	—	—	▲41,464	▲41,464	—
他社購入電源費	—	—	—	—	—	—	592,163,963	74,984,935	517,179,028
非化石証書購入費	—	—	—	—	—	—	4,964,802	—	4,964,802
建設分関連費振替額（貸方）	▲96,644	▲96,644	—	▲5	▲5	—	▲129,645	▲127,617	▲2,028
附帯事業営業費用分関連費振替額（貸方）	▲9,651	▲9,651	—	▲198	▲198	—	▲66,814	▲60,096	▲6,718
開発費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費	314,526	314,526	—	2,521	2,521	—	1,120,265	1,069,310	50,955
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人税等	1,222,408	1,222,408	—	25,058	25,058	—	8,462,426	7,611,500	850,926
電気事業報酬	40,880,069	40,880,069	—	158,598	158,598	—	92,745,936	89,036,305	3,709,631
他社販売電源料	—	—	—	—	—	—	▲356,917,521	▲123,578,314	▲233,339,207
合計	219,173,939	217,278,715	1,895,224	4,083,999	4,071,022	12,977	1,757,100,281	455,878,637	1,301,221,644

（記載注意）

その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第6 (第9条第3項関係)

送配電非関連需要明細表

	最大電力 (10^3 kW)	尖頭時責任電力 (10^3 kW)		発受電量 (10^6 kWh)	口数
		夏期	冬期		
非 特 定 需 要	3,371	2,754	3,107	20,434	13,214,404
特 定 需 要	990	515	844	4,384	24,098,503
合 計	4,361	3,269	3,951	24,818	37,312,907

様式第7（第16条関係）

送配電非関連費及び送配電関連費等計算表

（単位：千円）

		送配電非関連費									送配電関連費	配電関連費	合計				
		固定費			可変費			需要家費			託送供給費用 相当額	託送供給費用 相当額	固有	追加	送配電関連費	配電関連費	計
		固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計	計	計					
初年度	特定需要																
二年度	特定需要																
三年度	特定需要																
原価算定期間計		93,008,359	▲1,090,696	91,917,663	229,878,962	▲820,630	229,058,332	35,874,641	▲128,125	35,746,516	126,592,132	—	358,761,962	▲2,039,451	126,592,132	—	483,314,643

（記載注意）

固有の欄には第10条第2項で整理された固有固定費、固有可変費及び固有需要家費を、追加の欄には第15条で整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費を、記載すること。
 施行規則第17条の2に規定する託送供給等に係る収入の見通しの算定期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合には、年度ごとに作成すること。

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第8（第18条第7項、第32条第7項関係）

第1表

特定需要原価等と料金収入の比較表

（単位：千円）

		固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収 入
初年度	特定需要	/	/	/	/	/	/	/	/	/
二年度	特定需要				/	/			/	
三年度	特定需要				/	/			/	
原価算定期間計		91,917,663	229,058,332	35,746,516	126,592,132	-	483,314,643	12,111.9	39.90	483,291,075

（記載注意）

様式第1の注1及び2と同様とすること。

施行規則第17条の2に規定する託送供給等に係る収入の見通しの算定期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する
 場合にあつては、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価（円/kWh）
 の記載を省略することができる。